

春日井市一般廃棄物処理基本計画 (素案)

2023(令和5)年8月

春日井市

目次

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の対象区域	4
4 計画の対象とする廃棄物	4
5 計画期間	4
6 本計画とSDGsの関係	5
7 計画の推進	6
第2章 春日井市の概況	8
1 位置・面積	8
2 人口	9
3 産業	10

第2部 ごみ処理

第1章 ごみ処理の現状と課題	12
1 ごみ処理の方法	12
2 前計画（中間目標年度まで）の総括	22
3 ごみ処理の実績	25
4 市民意識	37
5 今後の課題	40
第2章 ごみ処理の将来像	43
1 基本理念	43
2 基本方針	43
3 計画目標	44
4 目標達成時の排出予測	44
第3章 実現に向けた施策	45
1 施策体系	45
2 具体的な施策	46
基本施策1 ごみを発生させない取組の推進（リフューズ・リデュース）	46
基本施策2 ごみをごみにしない取組の推進（リユース・リサイクル）	47
基本施策3 分かりやすい情報発信と環境教育の推進	47
基本施策4 ごみの適正排出と環境美化の推進	48
基本施策5 効率的かつ安定的な収集運搬体制の構築	48
基本施策6 適正な中間処理・最終処分体制の確立	49

第3部 生活排水処理

第1章 生活排水処理の現状と課題	52
1 生活排水処理の現状	52
2 今後の課題	59
第2章 生活排水処理の将来像	60
1 基本方針	60
2 目標値の設定	60
3 生活排水処理形態別の人口予測	60
4 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測	60
第3章 実現に向けた施策	61
基本方針1 生活排水処理の推進	61
基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理	61

第 1 部 総論

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

近年、気候変動の影響が原因と考えられる自然災害の激甚化・頻発化や、金属や化石燃料などの天然資源の枯渇、海洋プラスチックごみによる生態系への影響など、環境問題が深刻化する中、大量生産・大量消費・大量廃棄の社会システムを見直し、資源の循環的利用を一層徹底することにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」への変革が求められています。

また、2015（平成27）年9月の国連サミットでは、地球を保護し、すべての人が平和と豊かさを享受できるようにすることを目指す普遍的な行動目標として、SDGs（持続可能な開発目標）が採択され、持続可能な社会を目指した国際協調の取り組みが求められています。

こうした中、我が国においては、循環型社会形成推進基本法（2000（平成12）年6月制定）に基づく第四次循環型社会形成推進基本計画の策定（2018（平成30）年6月）や、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行（2019（令和元）年10月）、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の施行（2022（令和4）年4月）などにより、循環型社会形成に向けて、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させる持続可能な社会づくりへの取組が進められています。

春日井市（以下「本市」という。）においては、2018（平成30）年度に「春日井市ごみ処理基本計画」を策定し、市民、事業者、行政の協働のもと、ごみの減量や資源化、適正な処理に関する取組を推進してきたほか、2013（平成25）年度に「春日井市生活排水処理基本計画」を策定し、生活排水の適正処理を推進してきました。また、2021（令和3）年6月には、2050（令和32）年までに市内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティかすがい」を宣言し、脱炭素社会の実現に向け、廃棄物分野においても二酸化炭素排出量の削減に積極的に取り組むこととしています。

本計画は、2023（令和5）年度にごみ処理基本計画が中間目標年度を、生活排水処理基本計画が計画目標年度を迎えることから、廃棄物を取り巻く環境の変化に対応した持続可能な循環型社会の実現に向けて、一層のごみの減量や資源化、適正な処理を推進するとともに、生活排水の適切な処理により水環境を保全するため、一般廃棄物処理に係るこれらの計画を統合し、「春日井市一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）として策定するものです。

また、「食品ロスの削減に関する基本的な方針」（2020（令和2）年3月閣議決定）や愛知県食品ロス削減推進計画（2022（令和4）年2月策定）を踏まえ、本市における食品ロス削減の取組を一層推進するため、ごみの減量と資源化の視点から実効性のある計画として、本計画の策定に内包する形で食品ロス削減推進計画を策定します。

2 計画の位置付け

本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定するもので、本市の廃棄物行政の最上位計画と位置づけ、一般廃棄物の排出の抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な事項を定めるものです。

また、食品ロスの削減に当たっては、廃棄物行政全体の調和を保つことが重要であるため、本計画を「食品ロスの削減の推進に関する法律」第13条に規定される市町村食品ロス削減推進計画として位置付けます。

なお、本計画の策定や見直しに際しては、廃棄物処理に関する国の方針等のほか、「春日井市第六次総合計画」や「春日井市環境基本計画」等の関連計画との整合を図ります。

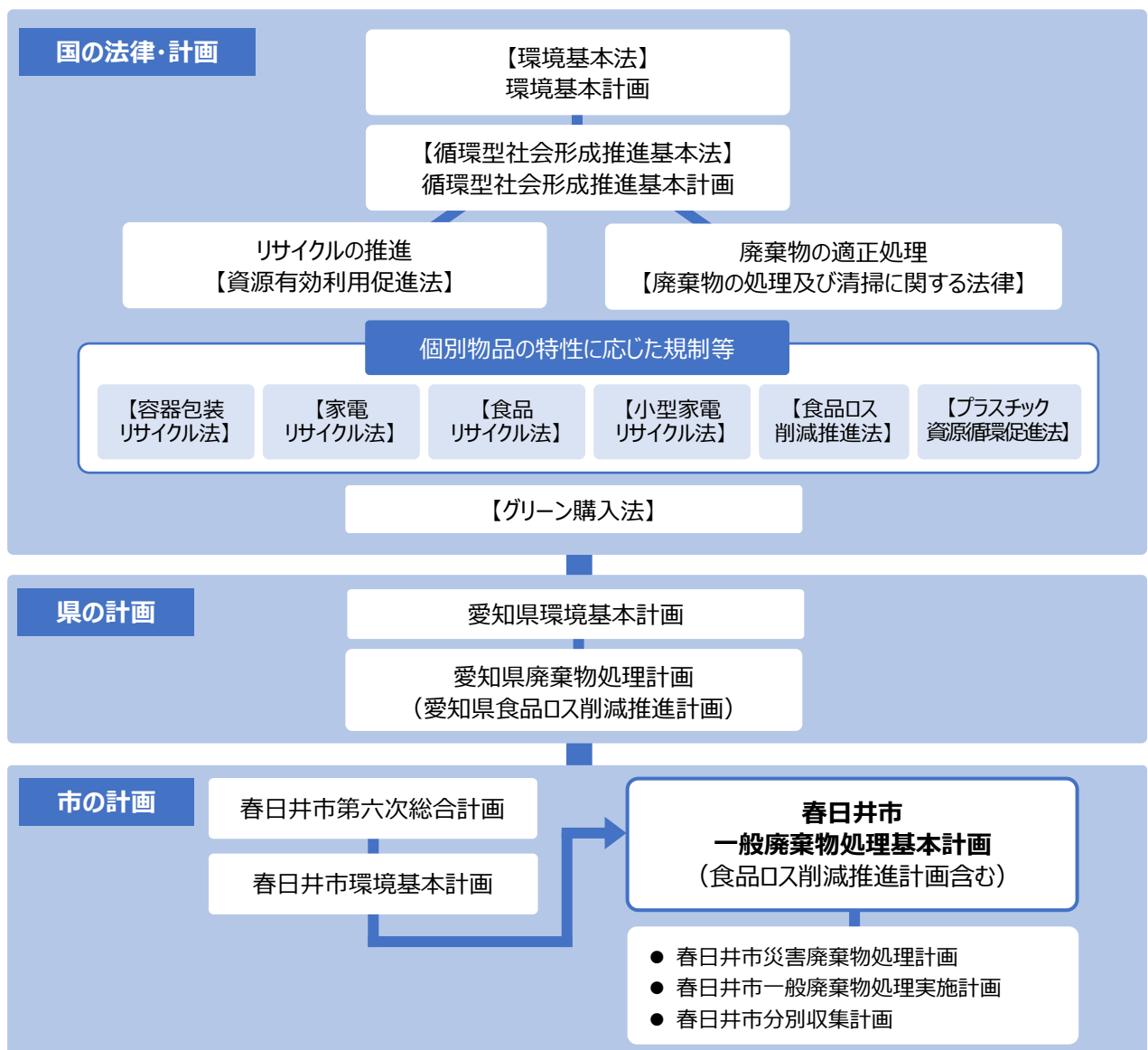


図 1-1 本計画の位置付け

3 計画の対象区域

本計画の対象区域は、春日井市全域とします。

4 計画の対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、本市で発生する全ての一般廃棄物（ごみ・生活排水）とします。

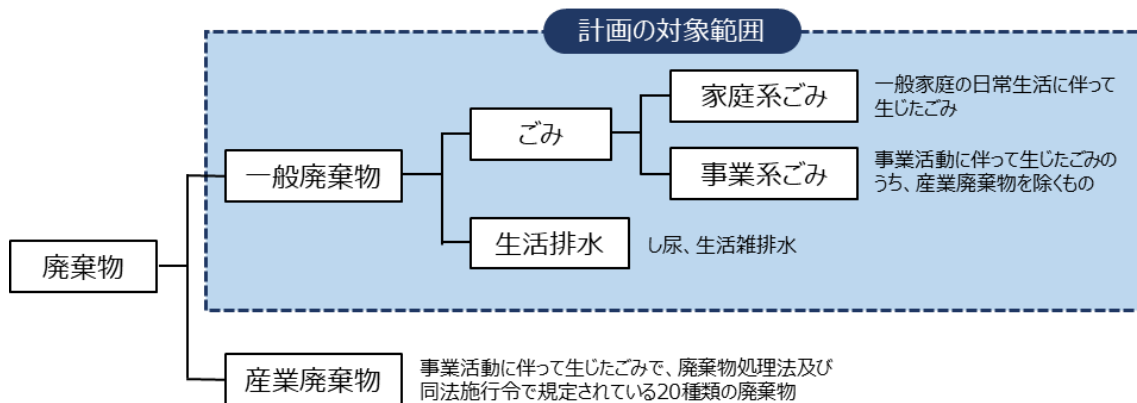


図 1-2 本計画の対象範囲

5 計画期間

本計画は、2024（令和6）年度を計画初年度とし、2033（令和15）年度を目標年度とする10年間を計画期間とします。

なお、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うものとします。

西暦	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033		
和暦	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15		
内容・計画期間	▲基準年度	計画策定	▶ 計画期間（10年）											

図 1-3 本計画の計画期間

6 本計画とSDGsの関係

SDGsとは、「持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals)」の略であり、2015 (平成 27) 年 9 月の国連サミットにおいて採択された国際社会の共通目標です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」を基本理念としています。

廃棄物処理に関係が深い目標としては、「ゴール 6 : 安全な水とトイレを世界中に」の水質の改善や水に関わる生態系の保護・回復や、持続可能な消費と生産のパターンの確保を目指す「ゴール 12 つくる責任つかう責任」の食糧廃棄の半減、廃棄物の大幅削減などがあります。

このほかにも、廃棄物の適正な管理による持続可能な環境づくりや、自然災害等に対する強靱性 (レジリエンス) や適応力の強化、海洋汚染の防止などが目標となっています。

本計画においては、本市における廃棄物を取り巻く現状や課題を踏まえるとともに、SDGs の視点を取り入れながら、循環型社会の形成に向けた施策を総合的かつ計画的に進めます。



出典：国連広報センター

図 1-4 持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 の目標

7 計画の推進

(1) 各主体の責務・役割

本計画の推進に当たっては、市民・事業者・市がそれぞれの立場に応じた適切な役割分担のもと、相互に連携し、協働して取り組む必要があります。各主体に期待される役割は、次のとおりです。

【市民の役割】

①排出者の責務

- ・ごみの発生抑制に努めた生活を心掛け、資源分別の徹底など、ごみの減量や資源化に取り組む。
- ・一人ひとりが市のごみの排出ルールを遵守し、ごみステーション等の清潔保持に努める。
- ・公共下水道への接続や合併処理浄化槽の利用など、適切な生活排水の処理に努める。

②地域コミュニティの充実

- ・集団資源回収や地域清掃、ごみステーションの維持管理など、地域コミュニティを通じた活動に協力する。

【事業者の役割】

①排出事業者の責務

- ・ごみの排出から最終処分に至るまで責任を担うとともに、ごみの発生抑制につながる事業形態の構築に努める。
- ・資源や産業廃棄物の分別徹底に努めた事業系ごみの適正排出を推進する。
- ・公共下水道への接続や合併処理浄化槽の利用など、適切な生活排水の処理に努める。

②生産者責任等

- ・環境負荷の低減に資する生産・流通・販売に努めるとともに、ごみの減量や資源化に取り組む。

【市の役割】

①排出者としての責務

- ・「春日井市役所地球温暖化対策行動指針」の実践により、市民や事業者の模範となるよう、市職員一人ひとりが率先してごみの減量と資源化に努める。

②計画・施策の実行

- ・市民・事業者などの幅広い主体と連携・協働して本計画を推進する。
- ・ごみの分別・排出方法の周知徹底に努める。
- ・社会情勢等の変化を注視し、柔軟かつ迅速に対応する。

③安定的な処理体制の確保

- ・安定的な収集体制を維持し、環境負荷の低減に配慮したごみ処理施設の維持・更新を行う。
- ・大規模災害発生時や感染症蔓延時などにおいても、安定的な収集・処理体制を維持し、ごみ処理の継続を図る。
- ・効率的で効果的な生活排水処理を推進する。

(2) 計画の進行管理

本計画の目標の達成状況や施策の実施状況等について、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

進行管理に当たっては、春日井市廃棄物減量等推進審議会への報告と審議を行い、市ホームページ等で公表します。また、計画の進捗状況等を踏まえて必要に応じて施策の改善を図り、毎年度策定する「春日井市一般廃棄物処理実施計画」に反映し、取組を推進します。



図 1-5 PDCAサイクルによる進行管理

第2章 春日井市の概況

1 位置・面積

本市は、1943（昭和18）年6月に勝川町、鳥居松村、篠木村、鷹来村の4町村の合併により誕生し、1958（昭和33年）1月には高蔵寺町、坂下町の2町が合併して現在の市域となりました。

市内には、東名高速道路、中央自動車道、名古屋第二環状自動車道の高規格幹線道路のほか、東西に国道19号、南北には国道155号、南部には国道302号が走っています。

また、市内を走るJR中央本線、名鉄小牧線、愛知環状鉄道、TKJ城北線の4鉄道には合計11の駅があり、さらには県営名古屋空港にも隣接しています。

このような交通至便な立地条件のもと、名古屋市に隣接した本市では、土地区画整理事業による都市基盤整備を推進し、現在は人口約31万人を有しています。

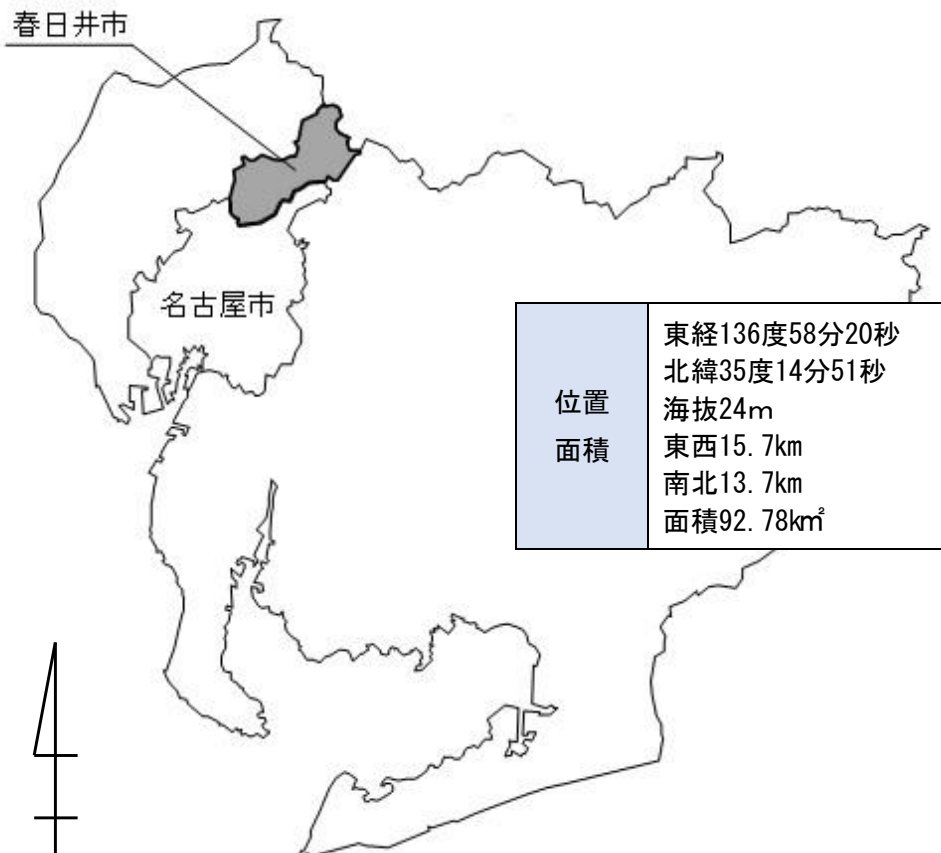
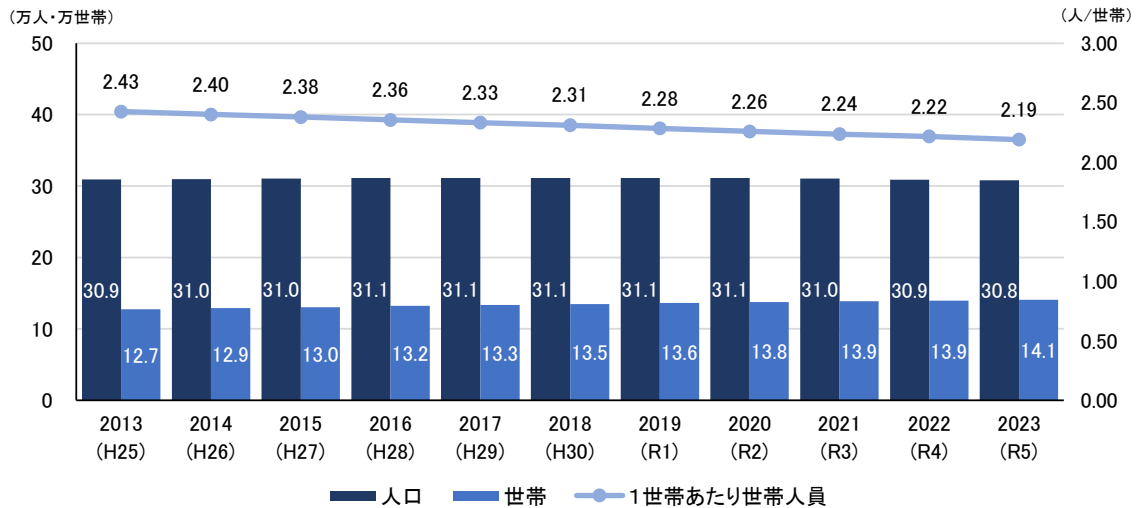


図1-6 本市の位置

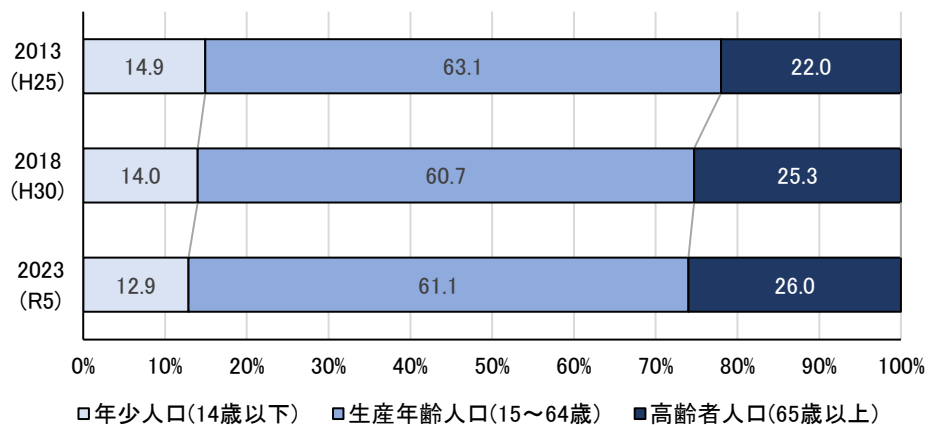
2 人口

本市の人口は、2023（令和5）年4月1日時点で308,038人、世帯数は140,647世帯です。人口は2017（平成29）年頃にピークを迎え、その後は緩やかな減少傾向にあります。一方、世帯数は年々増加しており、1世帯あたり世帯人員が減少しています。また、年齢別の人口割合をみると、総人口に占める65歳以上の人口（高齢者人口）が年々増加しており、高齢化が進んでいます。



出典：住民基本台帳人口

図 1-7 人口等の推移



出典：住民基本台帳人口

図 1-8 年齢3区分別の人口割合

3 産業

本市の産業構造は、第3次産業が中心となっており、その割合は増加傾向にあります。一方、第1次産業と第2次産業の就業者数は減少傾向です。

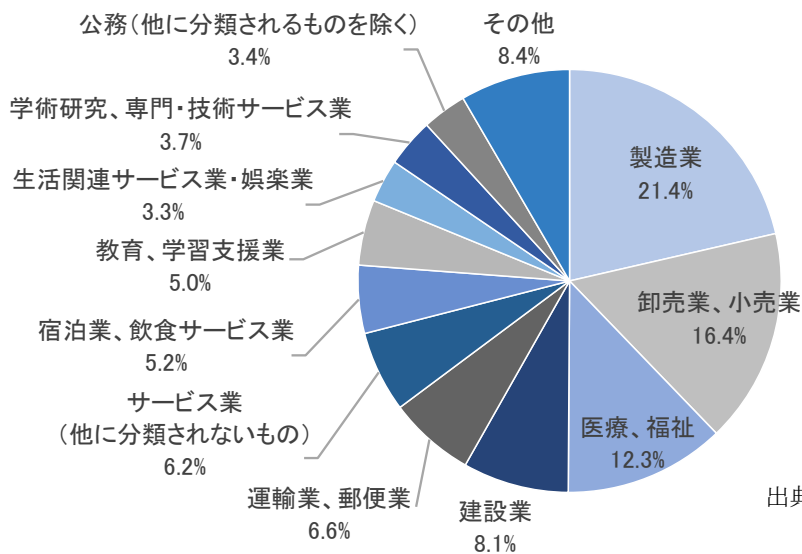
また、産業（大分類）別就業者の割合は、「製造業」が最も多く、次いで「卸売業、小売業」、「医療、福祉」、「建設業」の順となっています。

表 1-9 産業別就業者及び構成比の推移

(単位：人)

項目	2005 (H17)		2010 (H22)		2015 (H27)		2020 (R2)	
	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合	就業者数	割合
総就業者数	147,490	100.0%	148,231	100.0%	145,722	100.0%	144,741	100.0%
第1次産業	1,327	0.9%	945	0.6%	916	0.6%	961	0.7%
第2次産業	46,843	31.8%	42,223	28.5%	43,101	29.6%	41,616	28.8%
第3次産業	97,211	65.9%	95,032	64.1%	96,234	66.0%	98,348	67.9%
分類不能の産業	2,109	1.4%	10,031	6.8%	5,471	3.8%	3,816	2.6%

出典：国勢調査



出典：2020（令和2）年国勢調査

図 1-10 産業（大分類）別就業者の割合

第2部 ごみ処理

第1章 ごみ処理の現状と課題

1 ごみ処理の方法

(1) ごみの種類と排出・収集方法

① ごみ排出区分の定義

本計画におけるごみに関する用語の定義は、下図に示すとおりとします。

本計画では、市民及び事業者などにより排出される全ての不要物の量を「ごみ発生量」とします。

しかし、潜在ごみである民間事業者による資源回収や事業者の独自処理、市民による自家処理（生ごみの減量化など）によって減量化や資源化が行われているものについては、実数として捉えることが困難なものがあるため、これを除いたものを「ごみ総排出量」とします。

「ごみ総排出量」のうち、本市の家庭から排出されたものを「生活排出ごみ」、事業所や公共施設から排出されたごみを「事業系ごみ」とし、生活排出ごみのうち資源物と集団回収で集められた資源を除いた処理・処分が必要な、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、特定廃棄物、及び使用済み乾電池等を「家庭系ごみ」とします。

また、「ごみ総排出量」から「集団回収」を除いたものを「ごみ・資源物排出量」、「ごみ総排出量」から「集団回収」と「資源物」を除いたものを「ごみ排出量」とします。



図 2-1 ごみ排出区分の定義

② 生活排出ごみ

ア 収集するもの

収集する生活排出ごみは、下表の区分ごとに分別収集しています。

表 2-2 生活排出ごみの分別区分

区分		種類	
燃やせるごみ		生ごみ、リサイクルできない紙、革製品、靴、木の枝 おむつ、ぬいぐるみ、30cm以下のプラスチック製品、汚れの落ちないプラスチック製容器包装等	
燃やせないごみ		ガラス・陶器類、使い捨てカイロ、電球等	
粗大ごみ		ベッド、ソファ、テーブル、タンス、本棚、 テレビ台、オーディオラック、食器棚等（1辺80cm以上、50kg以下）	
特定廃棄物		電気式温水タンク、太陽熱温水器、スプリングマットレス、 自動車タイヤ、自動車ホイール、自動車バッテリー	
使用済み乾電池等		乾電池、水銀体温計	
蛍光管		蛍光管（割れていないもの）	
家電4品目		エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫・冷温庫、洗濯機・ 衣類乾燥機	
資源物	古紙	新聞紙	新聞紙
		雑誌	雑誌
		雑がみ	封筒、ティッシュの箱、菓子箱、包装紙、ダイレクトメール類等 リサイクルできる紙
		段ボール	段ボール
		牛乳パック類	牛乳、コーヒー、お茶等の紙パック
		古着	ワイシャツ、セーター、スカート等の古着
	飲料缶	ビール、コーヒー、清涼飲料等の飲料缶	
	ガラスびん	ビールびん、一升びん等の飲食用びん	
	ペットボトル	清涼飲料、お茶、しょうゆ等のPETマークがあるもの	
	プラスチック製容器包装	カップ・パック類、袋・ラップ類、ボトル類等、プラスチック製 容器包装識別表示（プラマーク）のあるもの	
	金属類（小型家電、 発火性危険物を含む）	小型家電、作業道具等金属製のもの、スプレー缶・ガスボンベ、 使用済みライター、充電式電池を内蔵した小型家電	
	廃食用油	植物性天ぷら油	

生活排出ごみの排出方法は、下表のとおり、分別された燃やせるごみや燃やせないごみ、資源物は、ごみステーションへ排出、粗大ごみや特定廃棄物は、戸別収集の依頼もしくはクリーンセンターへ直接搬入することとしています。その他専用の処理のために分別するごみは、品目により排出の方法が異なります。収集は、直営及び委託業者により行っています。

表 2-3 生活排出ごみの排出・収集方法

種類・区分		排出方法	収集方法	収集回数	料金		
燃やせるごみ		指定袋（黄色）	ステーション収集 （直営・委託）	週 2 回	無料		
燃やせないごみ		指定袋（青色）	ステーション収集 （委託）	月 2 回			
粗大ごみ		戸別収集のため清掃事業所へ申込み（有料） クリーンセンターへ直接搬入（有料）			有料		
特定廃棄物							
家電 4 品目							
使用済み乾電池等		透明・半透明の袋	ステーション収集 （直営・委託）	年 2 回	無料		
		直接持ち込む	拠点収集 （公共施設等82か所）	随時			
蛍光管		直接持ち込む	拠点収集 （公共施設等25か所）	随時	無料		
資源物	古紙	新聞紙	紙ひもで縛る	ステーション収集 （委託）	月 2 回	無料	
		雑誌					
		雑がみ					紙ひもで縛る・紙袋
		段ボール					紙ひもで縛る
		牛乳パック類					紙ひもで縛る
		古着					透明・半透明の袋
	飲料缶	透明・半透明の袋	ステーション収集 （委託）	週 1 回			
	ガラスびん	透明・半透明の袋					
	ペットボトル	透明・半透明の袋					
	プラスチック製容器包装		指定袋（無色）	透明・半透明の袋	月 1 回		
	金属類（小型家電含む）		指定袋（赤色）	拠点収集（充電式小型家電は公共施設16か所、スプレー缶等は公共施設30か所）	随時		
発火性危険物		直接持ち込む					
廃食用油		びん又はペットボトルに入れふたをする	拠点収集 （公共施設18か所）	随時			
犬、猫等の死体		戸別収集のため清掃事業所へ申込み（有料） 清掃事業所へ直接搬入（有料）			有料		

イ 収集しないもの・処理できないもの

収集しない、処理できない生活排出ごみは、次のとおりです。収集しない生活排出ごみについては、自らクリーンセンターに直接搬入するか、春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集・運搬を依頼することとしています。

表 2-4 収集しないもの、処理できないもの

区分	種類
収集しないもの	引越等に伴い発生する一時的な多量ごみ
	長さ 2 m 及び 50kg を超えるもの等収集作業に支障を及ぼすおそれのあるもの
	土、石、瓦等最終処分場へ搬入するもの
処理できないもの	消火器、オートバイ等広域認定制度で処理を行うもの
	パソコン、ピアノ等販売店や専門業者に適正な処理を依頼するもの
	シンナー、在宅医療用注射針、廃油等処理施設に支障を及ぼすおそれのあるもの

③ 事業系ごみ

排出者は、廃棄物処理法の規定に基づき廃棄物の減量に努め、分別を徹底し、資源再生事業者等を活用して積極的に再資源化に取り組むものとしています。

表 2-5 事業系ごみ

区分	処理方法
資源化できるもの	資源再生事業者等
資源化できないもの	春日井市一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬を依頼するか、クリーンセンターへ直接搬入

※クリーンセンターは一般廃棄物処理施設のため、産業廃棄物及び市外の廃棄物は搬入不可。

(2) 処理方法

生活排出ごみ及び事業系ごみは、次のとおり処理しています。

表 2-6 ごみ処理

区分	処理・資源化方法等
燃やせるごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンセンターで焼却します。 ・焼却処理後に発生する灰は、再生業者へ引き渡し又は市内、外の最終処分場で埋め立て処分をします。
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・破砕処理施設で、破砕資源、破砕可燃物、破砕不燃物に分けます。 ・破砕可燃物は、クリーンセンターで焼却します。 ・破砕不燃物は、最終処分場で埋め立て処分をします。 ・破砕資源は、再生業者に引き渡します。 ・破砕不適物の砂・石は、最終処分場で埋め立て処分をします。
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用可能なものは、修理し市民に販売します。 ・その他の粗大ごみは、燃やせないごみと同じ処理をします。
その他専用の処理のために分類するごみ	<ul style="list-style-type: none"> ・乾電池、水銀体温計は再生業者に引き渡します。 ・家電4品目は、再生業者に引き渡します。 ・その他の特定廃棄物は、個別に適正処理をします。
資源物	<ul style="list-style-type: none"> ・古紙等の紙類は、再生業者に引き渡します。 ・缶、びん、ペットボトル等の資源は、クリーンセンター資源化施設に持ち込まれ、びん類は色別に、缶類は素材別に選別し、再生業者に引き渡します。 ・プラスチック製容器包装やペットボトルは、選別・圧縮・梱包を行い、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会が資源化が行われます。 ・金属類は、充電式電池を内蔵した小型家電、スプレー缶・ガスボンベ、使用済みライター、その他に選別し、再生業者に引き渡します。

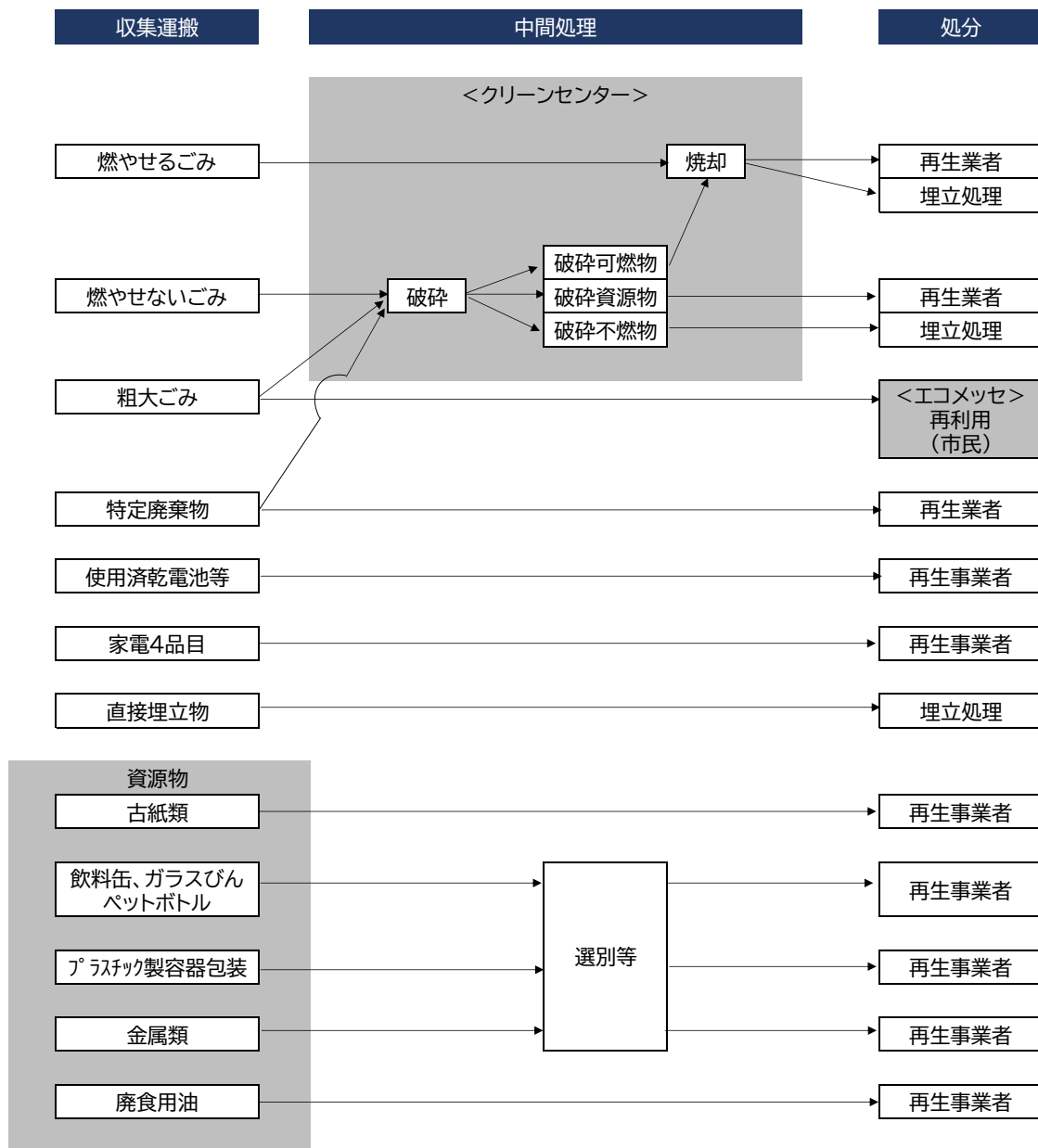


図 2-7 ごみ処理フロー

(3) 最終処分

中間処理後、焼却灰^{※1}の一部はセメント原料として資源化し、残りの焼却灰は埋立処分しています。また、家庭から出る砂や石等のほか、地域清掃で出る側溝汚泥については、直接埋立処分しています。

なお、最終処分場の延命を図るため、焼却灰のうち飛灰固化物^{※2}を公益財団法人愛知臨海環境整備センター（ASEC）で埋立処分しています。

^{※1} 焼却灰：焼却処理により焼却炉の底から排出される主灰と飛灰が発生する。

^{※2} 飛灰固形物：排ガス出口の集じん装置等で集められたばいじん（灰）で、重金属の溶出を防ぐために処理剤を加えて固形物にしたもの。

(4) ごみ処理施設

① 施設位置

ごみ処理施設の位置は、下図のとおりです。

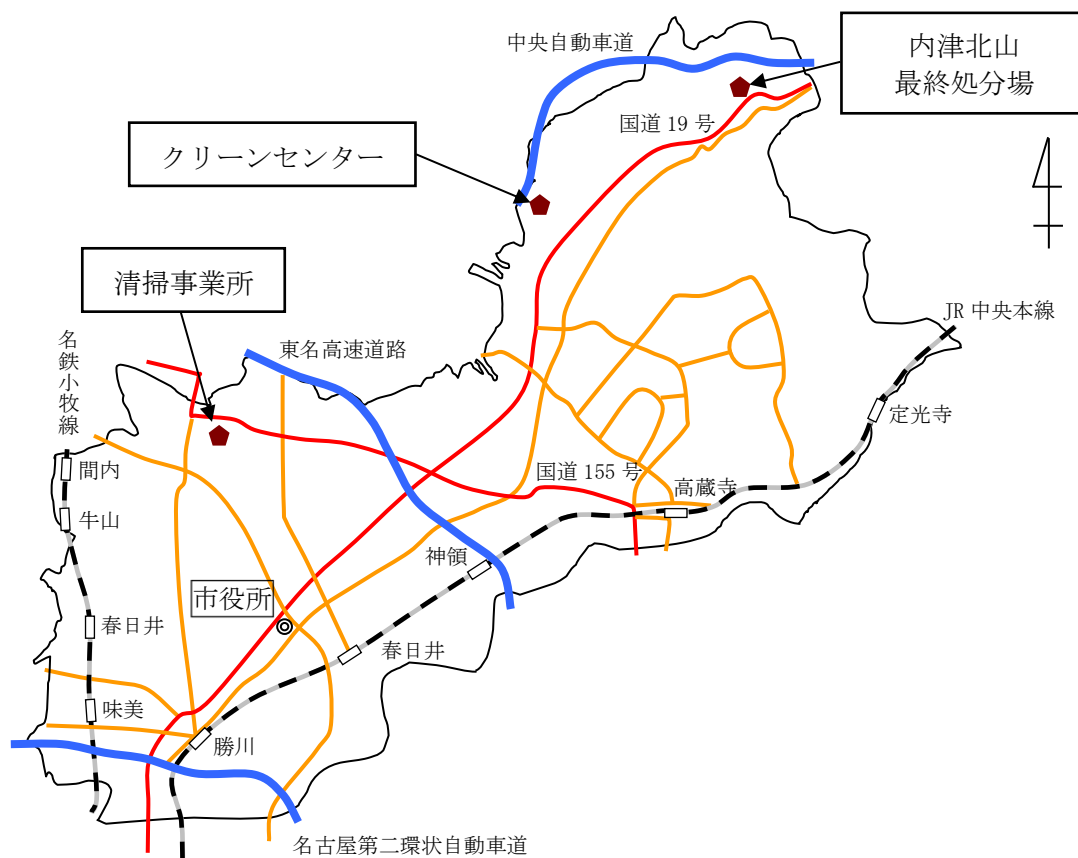


図 2-8 ごみ処理施設位置図

② 清掃事業所（収集・運搬）

清掃事業所は、下表のとおり収集・運搬車両の保管施設、収集・運搬拠点として鷹来町地内に開設しました。保有車両は、2023（令和5）年4月現在ダンプ車6台、パッカー車32台、その他の車両1台となっています。

表 2-9 清掃事業所の概要

項目	内容
所在地	春日井市鷹来町 4957 番地 2
開設年月	1977（昭和 52）年 10 月
敷地面積	9,967.68m ²
建物延面積	管理棟（鉄筋コンクリート 2 階建）：1,148.48m ² 車庫（鉄骨造）：2,095.10m ² 倉庫他：259.58m ²

③ クリーンセンター（中間処理）

クリーンセンターの概要は、下表のとおりです。クリーンセンターは、ごみ焼却施設として1961（昭和36）年3月、神屋町地内に建設されました。その後、第1工場が1991（平成3）年2月に焼却・破砕処理設備を有する施設としてしゅん工し、第2工場が2002（平成14）年9月に焼却・破砕・灰溶融・資源化処理設備を有する施設として竣工しました。

（灰溶融施設は2017（平成29）年4月から休止、2023（令和5）年7月に廃止）

2施設を合わせた焼却処理能力は1日当たり540トン、破砕処理能力は5時間当たり110トンです。第2工場には資源化処理設備もあり、飲料缶は5時間当たり8トン、ガラスびんは5時間当たり14トン、ペットボトルは5時間当たり3トンの処理能力があります。

なお、しゅん工から約20年が経過した第2工場について、今後も適正な処理を継続して行うため、2022（令和4）年度から2026（令和8）年度にかけて焼却設備などの主要な機器の大規模整備（基幹的設備改良工事）を実施しており、2027（令和9）年度から第1工場を停止し、第2工場の1工場体制による稼働を予定しています。

また、クリーンセンターには、ごみの減量・資源の再利用に関する講座を始め、再利用品の展示・販売等、市民のリサイクル活動の拠点となるリサイクルプラザ「エコメッセ春日井」を併設しています。

表 2-10 クリーンセンターの概要

項目	内容
所在地	春日井市神屋町1番地2
しゅん工	<ul style="list-style-type: none"> ・第1工場棟 1991（平成3）年2月 ・第2工場棟 2002（平成14）年9月
施設概要	<ul style="list-style-type: none"> ・第1工場棟 <ul style="list-style-type: none"> — 1号焼却炉（130t/日） — 2号焼却炉（130t/日） — 粗大ごみ処理施設（65t/5h） ・第2工場棟 <ul style="list-style-type: none"> — 3号焼却炉（140t/日） — 4号焼却炉（140t/日） — 灰溶融施設（廃止） — 資源化施設（飲料缶：8t/5h、ガラスびん：14t/5h、ペットボトル：3t/5h） — 粗大・不燃ごみ処理施設（45t/5h） ・エコメッセ春日井 ・ストックヤード

④ 最終処分場

1999（平成 11）年 3 月に竣工した内津最終処分場の残余年数が少なくなったため、2014（平成 26）年 10 月に内津北山最終処分場の建設に着工、2017（平成 29）年 4 月に供用開始しました。

内津北山最終処分場の概要は下表のとおりです。一般廃棄物の埋立処分場と浸出水処理施設を有する施設であり、埋立容量は 475,000m³、埋立工法は準好気性セル・サンドイッチ方式としています。浸出水処理施設は、高度処理設備など最新の技術を導入し、調整槽より送られる浸出水を適正に処理し、周辺環境の保全を図っています。

表 2-11 内津北山最終処分場の概要

項目	内容
所在地	春日井市内津町字北山 357 番地 1
着工	2014（平成26）年10月
供用開始	2017（平成29）年 4 月
敷地面積	70,324m ²
埋立面積	24,400m ²
埋立容量	475,000m ³
埋立工法	準好気性セル・サンドイッチ方式
浸出水 処理方式	アルカリ凝集沈殿処理＋生物処理＋凝集膜分離処理＋活性炭吸着処理 ＋キレート吸着処理＋消毒処理

⑤ 公益財団法人愛知臨海環境整備センター（略称：ASEC）

ASEC は、愛知県や名古屋市などの地方公共団体と民間企業により設立された第三セクターの公益法人であり、一般廃棄物の区域外処分施設としてクリーンセンターから排出される焼却灰のうち飛灰固化物を下表のとおり搬入しています。

表 2-12 本市から ASEC への搬出量等

年度	搬出量	場所・埋立地の面積	埋立容量
2013（平成 25）	993 t	衣浦港 3 号地* 安定型：8.4ha 管理型：34.4ha	安定型： 810,180m ³ 管理型： 4,566,000m ³
2014（平成 26）	998 t		
2015（平成 27）	990 t		
2016（平成 28）	1,000 t		
2017（平成 29）	2,865 t		
2018（平成 30）	2,966 t		
2019（令和元）	2,803 t		
2020（令和 2）	2,752 t		
2021（令和 3）	2,440 t		
2022（令和 4）	2,663 t		

※愛知県知多郡武豊町地内に所在

2 前計画（中間目標年度まで）の総括

(1) 前計画の概要

前計画（ごみ処理基本計画）は、2019（令和元）年度から2028（令和10）年度までの10年間を計画期間とし、長期的な視点に立って、ごみの排出抑制を始めその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を推進するための基本的事項について定めています。

春日井市ごみ処理基本計画（前計画）の概要

〈基本理念〉

「ともに取り組み 次世代へつなぐ循環都市 かすがい」

〈基本方針〉

- 1 啓発等によるごみ減量の推進
- 2 3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進
- 3 効率的なごみ処理による低コスト化
- 4 安全で安定的な処理施設の確保

〈計画目標〉

目標		2017(H29) (基準年度)	2028(R10) (目標年度)
1	1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	707	660
2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	526	487
3	事業系ごみ排出量 (t/年)	20,569	19,557
4	資源化率 (%)	19.1	21.0
5	1人当たりごみ処理費用 (円/人・年)	12,368	11,131

〈計画の推進〉

PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の進捗状況を毎年度検証し、改善を図るとともに、廃棄物減量等推進審議会等に報告、公表する。

(2) 前計画の目標の達成状況

前計画においては、2017（平成29）年度を基準年度、2028（令和10）年度を目標年度とし、5つの目標を掲げていました。

「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」は目標達成に向けて順調に減少していますが、「事業系ごみ排出量」は減少傾向にありません。そのため、全体として「1人1日当たりごみ排出量」は改善傾向にあるものの、目標達成に向けて一層の削減が必要です。また、「資源化率」及び「1人当たりごみ処理費用」については、改善傾向になく、目標達成が厳しい状況にあります。

表 2-13 目標の達成状況

目標		実績値		目標値		
		2017 (H29) 計画基準値	2022 (R4) 直近値	2022 (R4) 中間目標	達成 状況	2028 (R10) 最終目標
1	1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)	707	687	686	△	660
2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	526	496	508	○	487
3	事業系ごみ排出量 (t/年)	20,569	21,470	20,109	×	19,557
4	資源化率 (%)	19.1	16.4	20.0	×	21.0
5	1人当たりごみ処理費用 (円/人・年)	12,368	14,741 (R3)	11,918 (R3)	×	11,131

※達成状況の見方 ○：目標を達成又は達成に向けて順調に推移
△：改善傾向にあるが一層の努力が必要
×：改善傾向にない

目標1：1人1日当たりごみ排出量＝（家庭系ごみ＋事業系ごみ）÷人口÷年間日数

目標2：1人1日当たり家庭系ごみ排出量＝家庭系ごみ量÷人口÷年間日数

目標3：当市が処理を行う事業所から出る一般廃棄物の量

目標4：資源化率＝（資源物＋集団回収＋クリーンセンター処理分）÷ごみ総排出量×100

目標5：（処理及び維持管理費＋その他の経費）÷人口

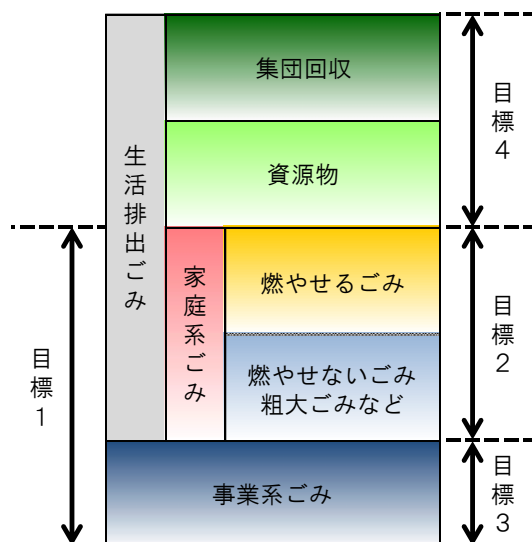


図 2-14 目標の体系

(3) 前計画の主な取組

前計画において、4つの基本方針に基づき実施した主な取組は次のとおりです。

表 2-15 前計画の主な取組

基本方針	主な取組 (2019 (令和元) ~2022 (令和4) 年度)
1 啓発等によるごみ減量の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○ごみ分別アプリの外国語版として英語、ポルトガル語、中国語の他にベトナム語を追加 ○金属類(発火性危険物)用指定袋(赤色)の導入に合わせて「資源・ごみの出し方便利帳」と「品目別一覧」を改訂し、便利帳を全戸配布 ○青空教室や生ごみ減量講座等の各種講座の開催やエコメッセ春日井等における啓発を実施
2 3R(リデュース、リユース、リサイクル)の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○戸別収集の実証実験を実施(今後もごみステーション収集を継続) ○金属類(発火性危険物)用指定袋(赤色)を導入するとともに、収集した金属類を選別する中間処理を導入 ○家庭用生ごみ処理機購入費補助の対象に密閉容器やコンポスト等の攪拌機能のない生ごみ処理機を追加 ○紙ごみの多量排出事業者を訪問し、ごみの減量や資源化を啓発 ○クリーンセンターにおける事業系ごみの搬入物検査を実施 ○公共施設や家電販売店における蛍光管や小型家電の拠点回収を実施 ○資源回収団体に対する奨励金を交付 ○高齢者等のごみ出しが困難な人を対象にさわやか収集を実施
3 効率的なごみ処理による低コスト化	<ul style="list-style-type: none"> ○収集員の減少に対応した新たな収集体制を構築 ○家庭系一般廃棄物処理手数料を改定(10kg100円→200円)
4 安全で安定的な処理施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○クリーンセンターの老朽化への対応及び規模の適正化を図るため、第2工場の基幹的設備改良工事により焼却能力の増強を図り、2工場体制から1工場体制に移行することを決定

3 ごみ処理の実績

(1) ごみ排出量

ごみ排出量は、2013（平成 25）年度以降横ばいで推移しており、2022（令和 4）年度にやや減少しています。

1 人 1 日当たりごみ排出量についても同様に推移し、愛知県や全国、類似都市（施行時特例市^{※3}）の平均を下回っており、2022（令和 4）年度の中間目標値と同程度となっています。

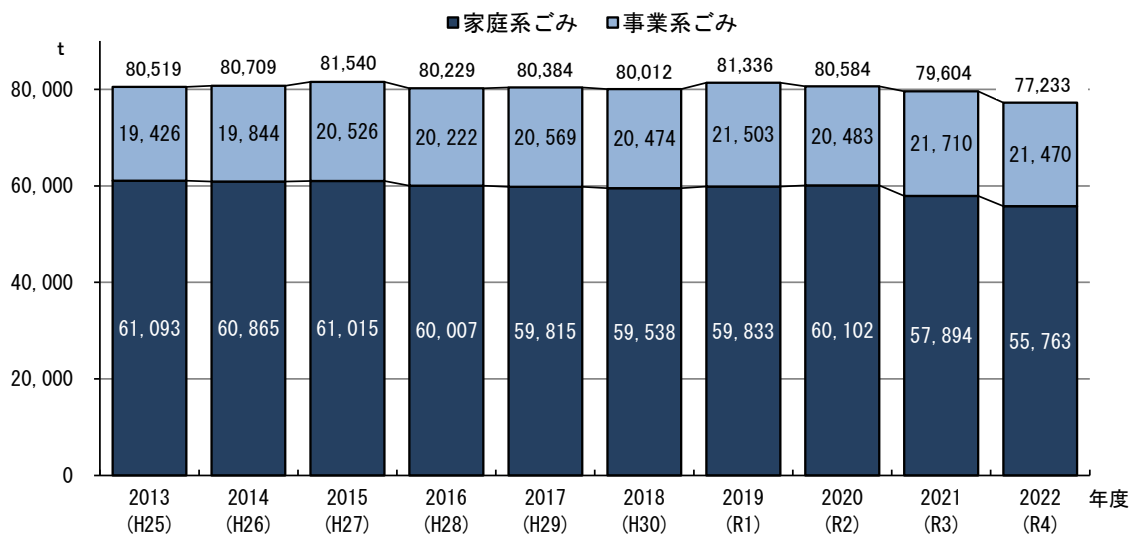
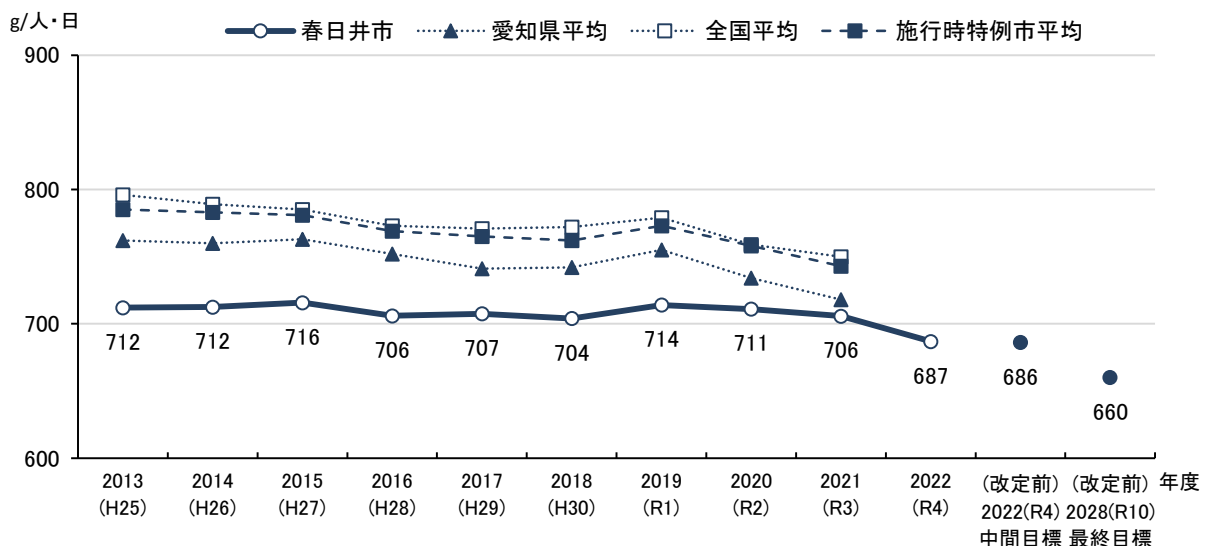


図 2-16 ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 2-17 1 人 1 日当たりごみ排出量の推移

※3 施行時特例市：2015（平成 27）年 4 月の地方自治法の改正により中核市の要件が緩和されたことにあわせて、特例市制度が廃止となり、本市を含むこれまでの特例市は「施行時特例市」に名称が変更されました。2023（令和 5）年 4 月 1 日現在、23 市（小田原市、大和市、沼津市、四日市市、平塚市、富士市、春日井市、茨木市、所沢市、厚木市、岸和田市、加古川市、茅ヶ崎市、宝塚市、草加市、つくば市、伊勢崎市、太田市、長岡市、上越市、春日部市、熊谷市、佐賀市）が指定されています。

(2) 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量は、2015（平成27）年度以降緩やかな減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う生活様式の変化（外出自粛・在宅勤務等）により2020（令和2）年度にやや増加し、2021（令和3）年度以降は行動制限の緩和により再び減少に転じています。

1人1日当たり家庭系ごみ排出量については、愛知県平均と同程度となっており、全国や類似都市（施行時特例市）の平均を上回っています。また、2022（令和4）年度の中間目標値を達成しています。

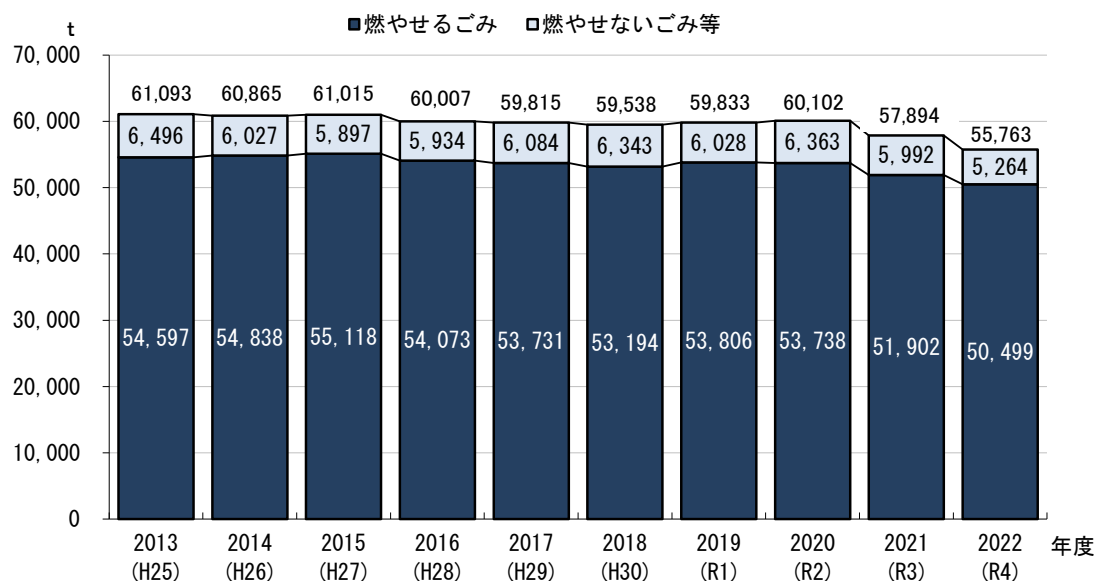
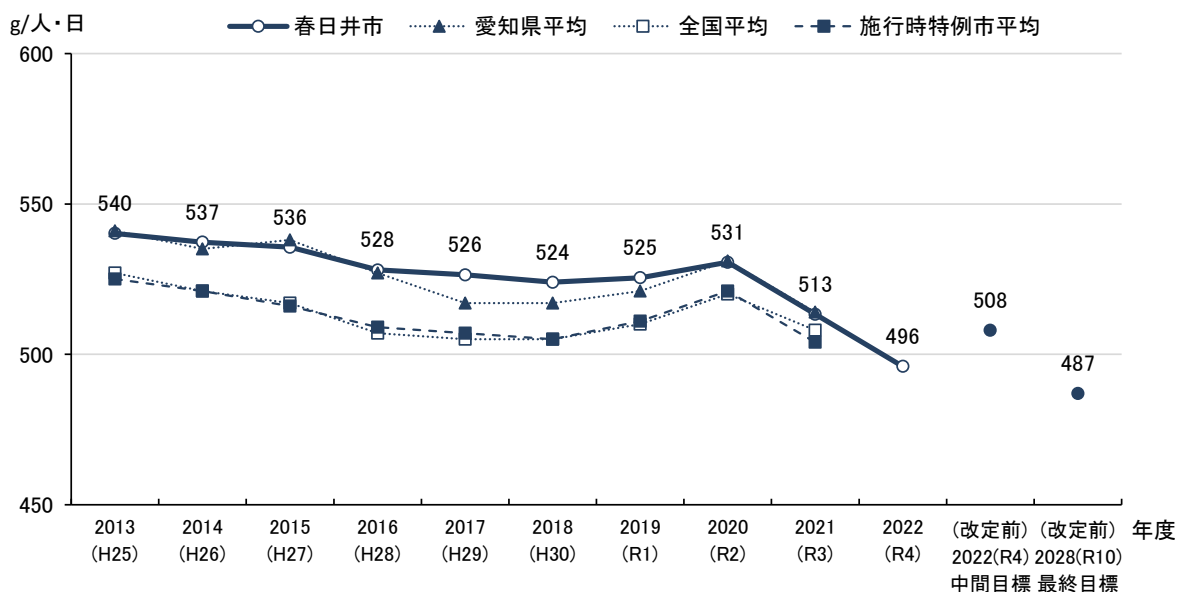


図 2-18 家庭系ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 2-19 1人1日当たり家庭系ごみ排出量の推移

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、2013（平成25）年度以降緩やかな増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う事業活動の縮小により2020（令和2）年度は減少しましたが、2021（令和3）年度以降は行動制限が緩和し事業活動が活性化したことで再び増加に転じています。2022（令和4）年度の間目標は達成できていません。

1人1日当たり事業系ごみ排出量については、愛知県や全国、類似都市（施行時特例市）の平均を下回っています。

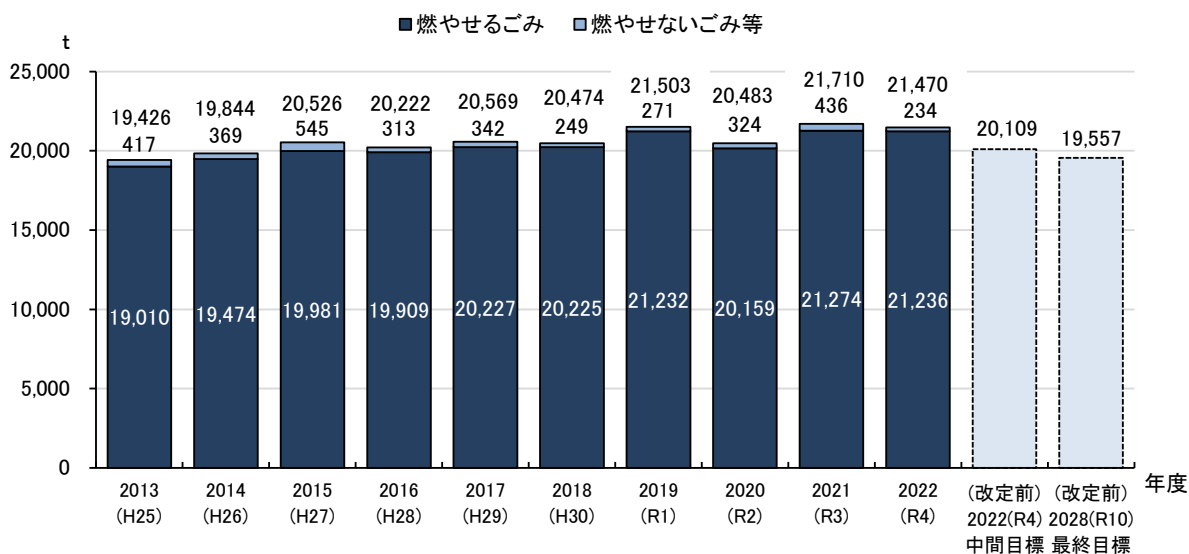
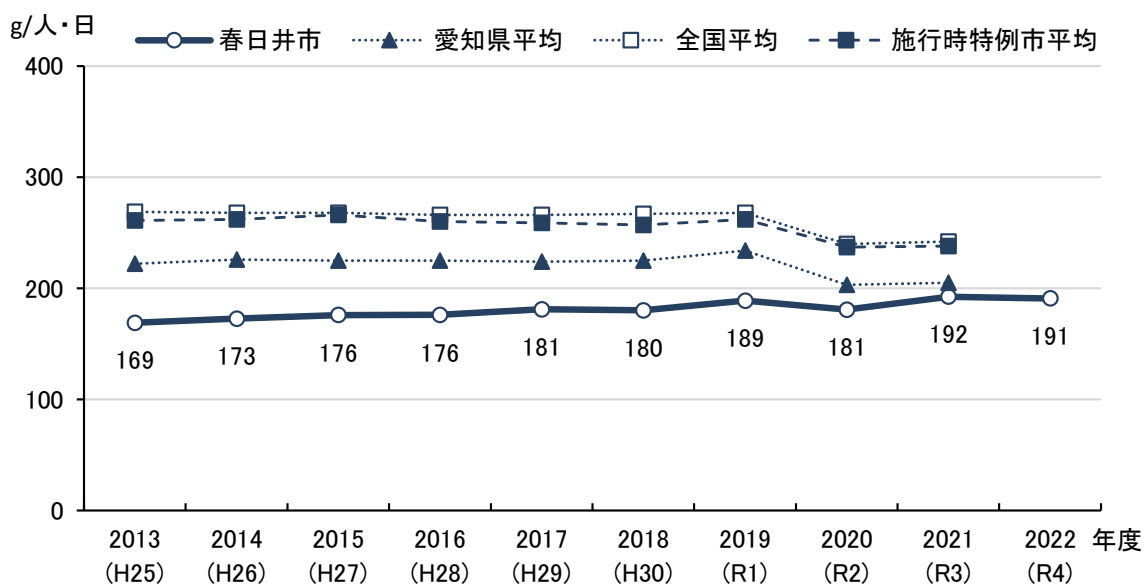


図 2-20 事業系ごみ排出量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

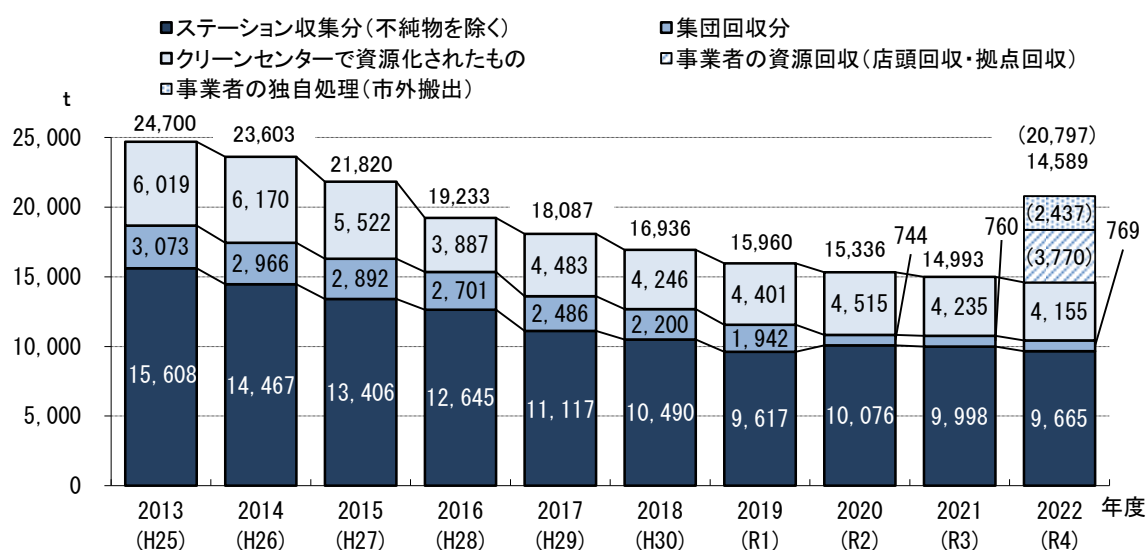
図 2-21 1人1日当たりの事業系ごみ排出量の推移

(4) 資源化量

資源化量は、2013（平成 25）年度以降減少が進んでおり、特にデジタル化の進展による新聞・雑誌等の古紙類の減少が著しい状況となっています。また、スーパーマーケットの店頭回収やコンテナボックス等での事業者による拠点回収など、本市がこれまで資源化量を把握していない方法による資源排出の普及も要因と考えられます。

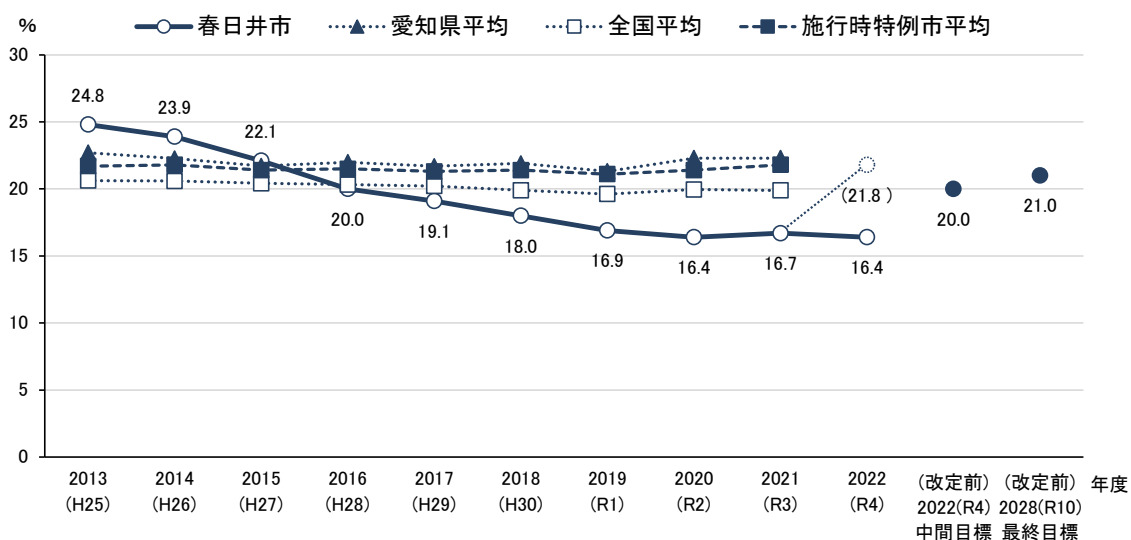
資源化率についても同様に推移し、愛知県や全国、類似都市（施行時特例市）の平均を下回っており、2022（令和 4）年度の間目標を達成できていません。

なお、事業者による資源回収（店頭回収・拠点回収等）や独自処理（市外搬出）を含めた場合の 2022（令和 4）年度の資源化量は 20,797 トンで、資源化率は 21.8% となります。



※事業者の資源回収（スーパーマーケット等の店頭回収、コンテナボックス等による拠点回収等）や独自処理（市外搬出）による資源化量について、事業者へのアンケート調査結果や市外搬出実績報告書に基づき、2022（令和 4）年度の実績値を参考に記載しています。

図 2-22 資源化量の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 2-23 資源化率の推移

表 2-24 品目別収集量及び資源化量

(上段：収集量、下段：資源化量 (不純物を除く)、単位：t)

品目	年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
古紙類	収集量	9,540	8,864	8,207	7,395	6,177	5,742	4,854	5,215	5,217	5,027
	資源化量	9,540	8,864	8,110	7,325	6,108	5,674	4,781	5,139	5,153	4,965
飲料缶	収集量	332	319	306	294	271	260	267	311	328	282
	資源化量	264	257	240	245	228	215	220	262	269	257
ガラスびん	収集量	1,820	1,795	1,802	1,718	1,646	1,593	1,557	1,601	1,565	1,503
	資源化量	1,461	1,427	1,302	1,388	1,274	1,215	1,186	1,161	1,115	1,124
ペットボトル	収集量	767	759	762	760	768	786	800	827	841	834
	資源化量	639	633	629	623	622	628	604	616	616	597
プラスチック製容器包装	収集量	3,109	2,885	2,821	2,690	2,576	2,608	2,761	2,817	2,851	2,798
	資源化量	2,951	2,763	2,692	2,562	2,446	2,440	2,588	2,612	2,667	2,595
金属類	収集量	670	450	361	430	427	665	938	1,121	765	534
	資源化量	670	450	361	430	427	307	226	274	168	119
使用済乾電池等*	収集量	70	60	60	60	—	—	—	—	—	—
	資源化量	70	60	60	60	—	—	—	—	—	—
廃食用油	収集量	13	12	12	12	12	12	11	12	11	10
	資源化量	13	12	12	12	12	12	11	12	11	10
合計	収集量	16,251	15,083	14,272	13,299	11,878	11,665	11,189	11,904	11,578	10,989
	資源化量	15,608	14,467	13,406	12,645	11,117	10,490	9,617	10,076	9,998	9,665

*使用済乾電池等は 2017 (平成 29) 年度から資源に含めていません。

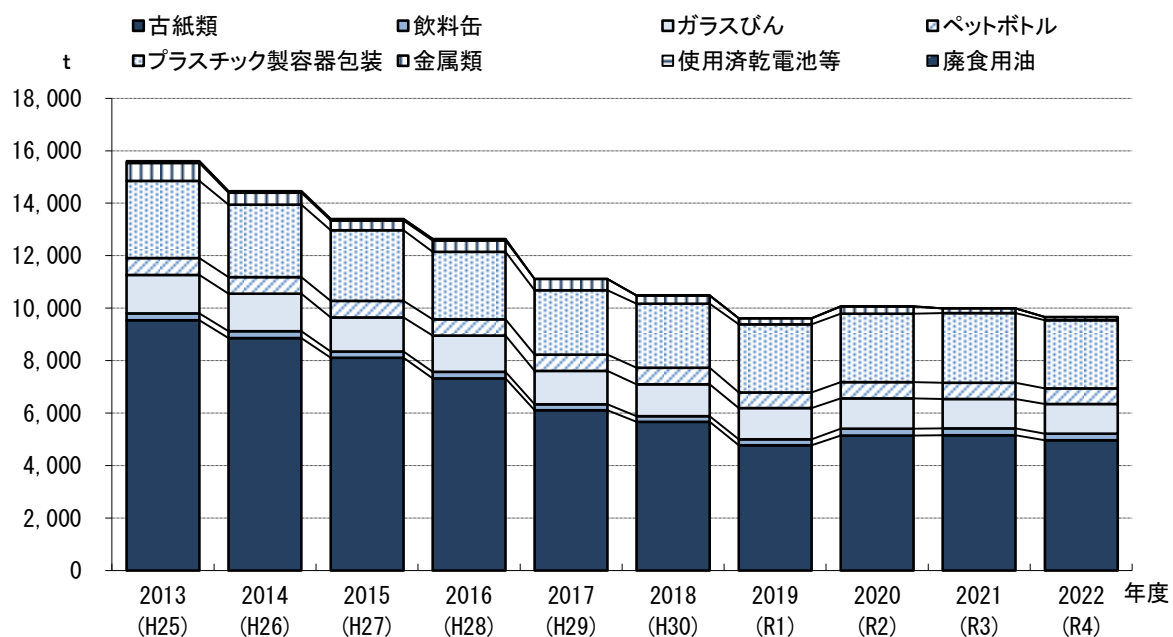


図 2-25 品目別資源化量の推移

(5) ごみの組成

クリーンセンターのごみピットから採取した燃やせるごみ（家庭系・事業系の混合）の成分と組成分析結果（湿ベース）をみると、過去10年間、紙・布類と木・竹・ワラ類の割合が多く、紙・布類は減少傾向、木・竹・ワラ類は増加傾向にあります。2022（令和4）年度は、紙・布類が33.5%と最も多く、次いで木・竹・ワラ類の30.1%、ビニール合成樹脂類の15.2%となっています。

また、愛知県が2019（令和元）年度に実施した本市における家庭系燃やせるごみの組成調査（家庭系食品ロス量調査）結果によると、燃やせるごみのうち42.8%が食品廃棄物で、そのうち調理くず等を除いた「食品ロス」（直接廃棄、過剰除去、食べ残し）は18.8%となっています。

表 2-26 ごみ質分析結果

（単位：％）

年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
成分	水分	30.9	32.8	39.0	41.3	45.5	30.1	25.6	27.4	22.6	31.2
	灰分	9.4	8.0	6.3	7.1	6.6	10.2	8.6	10.4	11.6	9.3
	可燃分	59.7	59.2	54.7	51.6	47.9	59.8	65.9	62.2	65.8	59.5
組成	紙・布類	49.0	45.5	44.0	36.1	37.1	32.5	45.7	27.3	30.8	33.5
	ビニール合成樹脂類	11.6	11.5	11.2	12.5	14.4	9.3	10.5	9.2	8.4	15.2
	木・竹・ワラ類	22.3	27.2	16.3	20.4	22.9	39.0	29.7	47.7	44.2	30.1
	厨芥類	14.2	13.8	26.5	28.5	21.8	14.5	11.2	13.0	12.7	9.5
	不燃物類	1.3	0.6	1.0	1.1	1.3	2.7	1.6	1.6	2.0	2.3
	その他	1.5	1.4	1.0	1.4	2.6	2.0	1.3	1.4	1.8	9.4

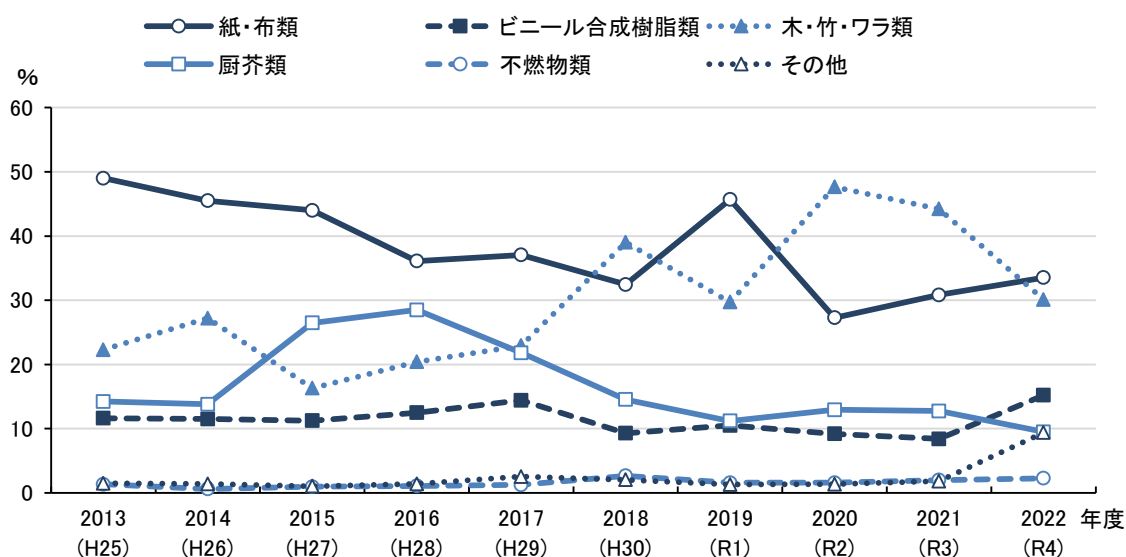
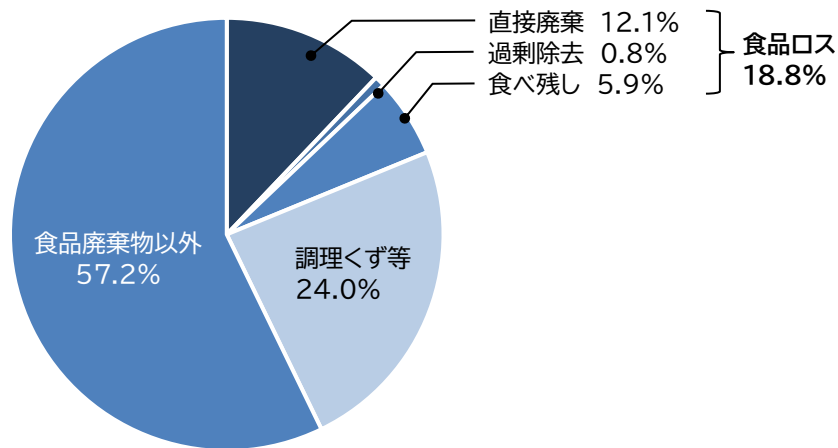


図 2-27 ごみ組成割合の推移



出典：2019(令和元)年度家庭系食品ロス量調査結果（愛知県）

図 2-28 家庭系燃やせるごみ組成割合

本市の食品ロス量（推計）

- 愛知県が実施した食品ロス実態調査結果等に基づき本市の食品ロス量（2019（令和元）年度）を推計すると、市全体では、年間 46 千トンの食品廃棄物等が排出され、そのうち 40%にあたる 18 千トンが食品ロスとなっています。
- 市内の食品ロスのうち、55%にあたる 10 千トンが家庭からの排出（家庭系食品ロス）で、残りの 45%にあたる 8 千トンが食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）からの排出（事業系食品ロス）となっています。
- 1 人 1 日当たりの家庭系食品ロス量は 89 g で、愛知県（78 g）や全国（57 g）よりも多い状況となっています。
- 食品ロスは、食品そのものが無駄となるだけでなく、その生産から廃棄までに用いられた多くの資源やエネルギーの無駄にもつながるため、その削減は「持続可能な開発目標（SDGs）」のターゲットの一つであり、国際的にも重要な課題となっています。

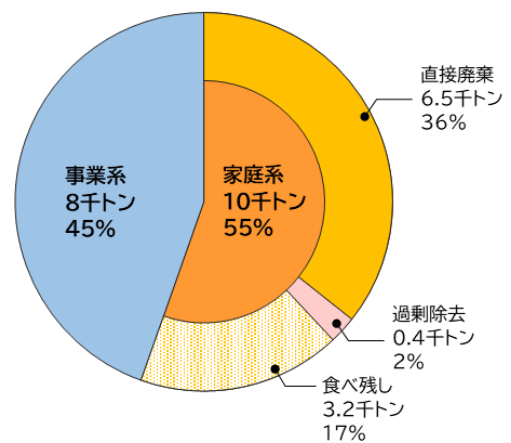


図 2-29 本市の食品ロスの内訳

表2-30 食品ロス量の比較（令和元年度：推計）

	春日井市	愛知県	全国
食品廃棄物等（トン）	45,993	2,316千	2,510万
食品ロス量（トン）	18,247	480千	570万
家庭系食品廃棄物等（トン）	23,029	445千	754万
家庭系食品ロス量（トン）	10,116	215千	261万
事業系食品廃棄物等（トン）	22,964	1,871千	1,756万
事業系食品ロス量（トン）	8,131	265千	309万
1 人 1 日 当 たり 家 庭 系 食 品 ロ ス 量 (g/人・日)	89.0	77.8	56.7

出典：愛知県（春日井市・愛知県分）、環境省・農林水産省（全国分）

※直接廃棄：賞味期限切れ等により使用・提供されず、手つかずのまま廃棄されたもの

※過剰除去：厚くむき過ぎた野菜の皮などの、過剰に除去された可食部分

※食べ残し：食卓にのぼった食品で、食べ切られずに廃棄されたもの

(6) 中間処理量

焼却処理は、クリーンセンターの第1工場（処理能力260 t/日）及び第2工場（処理能力280 t/日）の2工場が稼働しており、焼却処理量は2013（平成25）年度以降横ばいで推移しています。

破碎処理は、焼却処理と同様に第1工場（処理能力65 t/5h）及び第2工場（処理能力45 t/5h）の2工場が稼働しており、破碎処理量は新型コロナウイルス感染症の流行に伴う在宅時間の増加により片付けごみが増加したことで2020（令和2）年度に増加しましたが、2021（令和3）年度以降は行動制限が緩和したことで減少に転じています。

また、第1・2工場の処理能力に対して現状の処理量は下回り、主に第2工場で運用している状況ですが、第1工場については、第2工場の整備・点検、災害時などに備えた運用を行ってきました。1工場体制となる2027（令和9）年度からの第2工場の処理能力は、焼却処理能力が300 t/日、破碎処理能力が45 t/5hとなる予定です。

クリーンセンターのごみ焼却による発電能力は8,400kw（第1工場1,400kw、第2工場7,000kw）で、発電量は2017（平成29）年度以降やや増加傾向にあります。

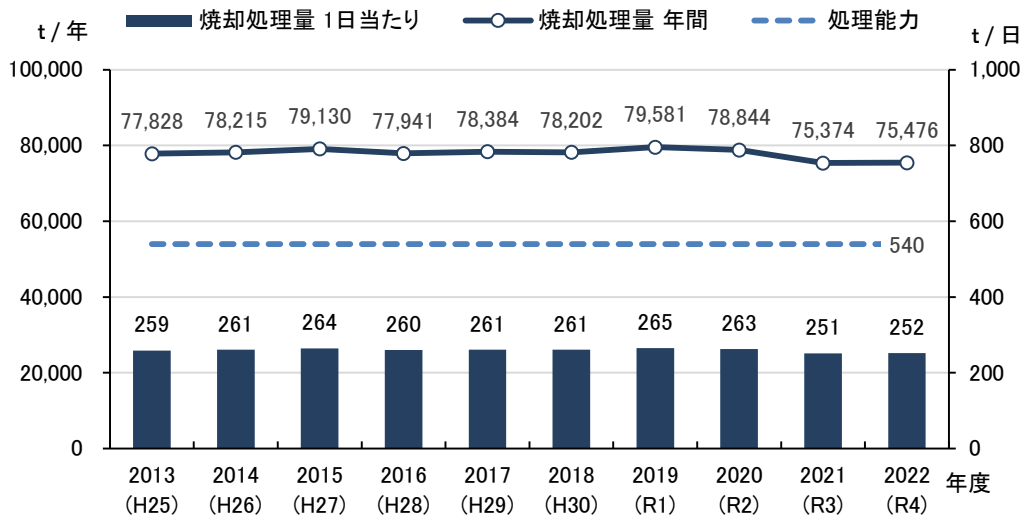


図 2-31 焼却施設稼働状況

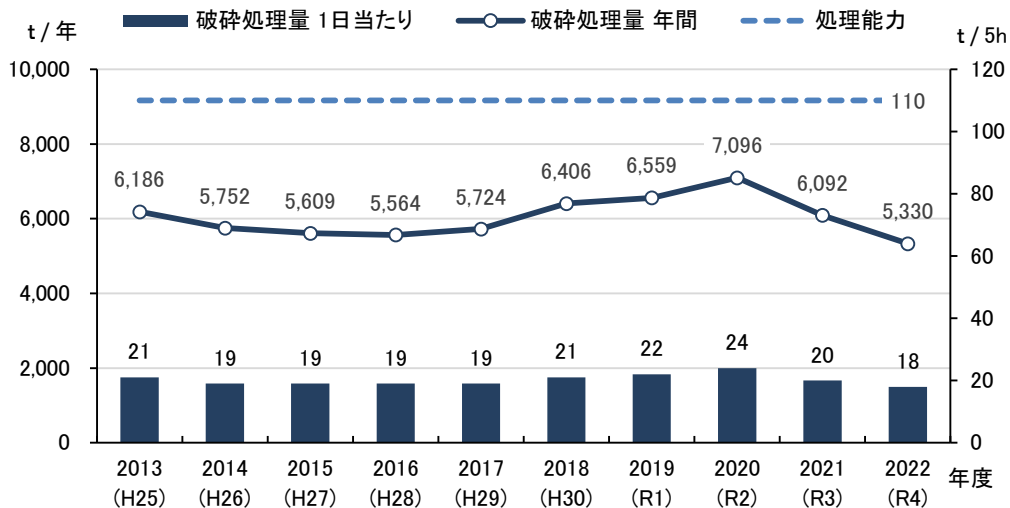


図 2-32 破碎処理施設稼働状況

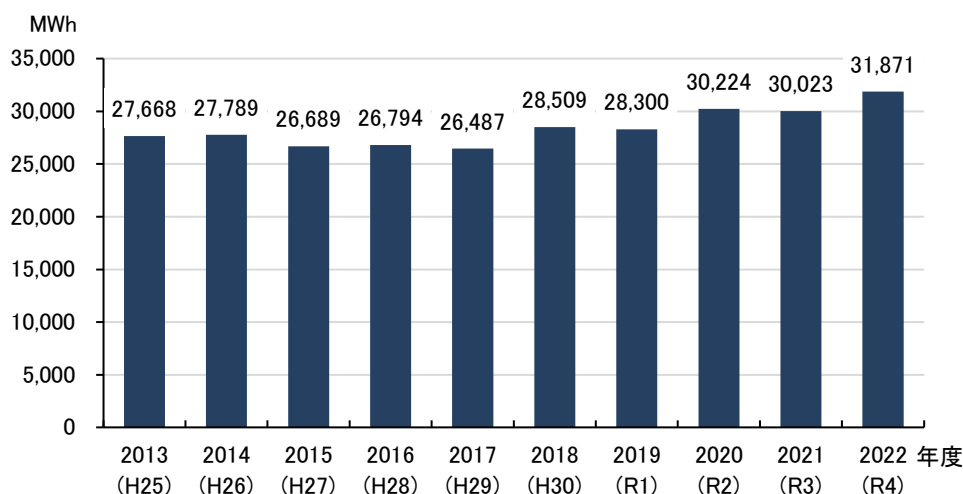


図 2-33 ごみ焼却による発電量の推移

ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量

- 本市の温室効果ガス排出量は 1,751.8 千 t-CO₂ (2019 (令和元) 年度) で、そのうち廃棄物分野 (ごみの焼却に伴う二酸化炭素排出量) は 19.9 千 t-CO₂ (1.1%) となっています。
- 2013 (平成 25) 年度と比較すると 6.3 千 t-CO₂ (46.4%) 増加しており、その要因としてごみ (特にプラスチックごみ) の焼却量が増加していることが考えられます。
- 本市では、脱炭素社会の実現に向け、2030 (令和 12) 年度に温室効果ガスを 2013 (平成 25) 年度比で 46%削減することを目標としており、廃棄物分野においてもごみの減量 (特にプラスチックごみの削減) や焼却施設の省エネルギー化、発電能力の向上等を通じて温室効果ガスの削減を推進する必要があります。

(単位: 千 t-CO₂)

部門・分野	基準年度 2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)				
							排出量	基準年度比			
二酸化炭素	産業部門	製造業	745.9	728.3	683.5	738.2	639.2	698.3	674.6	-9.6%	
		建設業・鉱業	24.1	22.4	22.2	18.6	19.1	17.3	14.8	-38.5%	
		農林水産業	4.1	4.5	5.3	5.6	5.3	4.9	4.9	19.2%	
		小計	774.1	755.2	711.0	762.4	663.6	720.5	694.3	-10.3%	
	業務その他部門	408.3	392.4	374.9	322.4	321.2	325.1	304.7	304.7	-25.4%	
	家庭部門	363.9	341.3	314.3	318.5	329.9	306.9	295.5	295.5	-18.8%	
	運輸部門	自動車	旅客	308.3	294.0	293.7	293.0	289.4	285.4	277.7	-9.9%
			貨物	138.1	140.9	141.9	140.4	139.6	139.2	137.8	-0.2%
		鉄道	14.0	13.6	13.5	13.7	13.4	13.0	12.5	12.5	-11.0%
		小計	460.4	448.6	449.0	447.1	442.5	437.5	428.0	-7.1%	
廃棄物分野	13.6	16.4	13.6	16.8	27.6	16.3	19.9	19.9	46.4%		
	二酸化炭素排出量	2,020.3	1,953.9	1,862.7	1,867.2	1,784.8	1,806.3	1,742.3	-13.8%		
その他ガス	メタン	燃料の燃焼	自動車	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	-17.8%
		廃棄物	2.7	2.7	2.3	2.6	2.6	2.6	2.6	-1.5%	
	一酸化二窒素	燃料の燃焼	自動車	3.5	3.4	3.4	3.3	3.3	3.3	3.3	-5.0%
		廃棄物	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.3	3.3	3.8%	
	その他ガス排出量	9.6	9.6	9.1	9.5	9.4	9.4	9.4	9.5	-1.5%	
合計	2,030.0	1,963.5	1,871.8	1,876.7	1,794.2	1,815.8	1,751.8	1,751.8	-13.7%		

出典: 春日井市地球温暖化対策実行計画 (改定版)

図 2-34 本市の温室効果ガス排出量

(7) 最終処分量

内津北山最終処分場が供用開始した2017（平成29）年度以降、最終処分量は横ばいで推移しています。新型コロナウイルス感染症の流行に伴う在宅時間の増加により片付けごみが増加したことで、2020（令和2）年度最終処分量が一時的に増加しています。

なお、2017（平成29）年4月にクリーンセンター灰溶融施設が稼働を休止しましたが、焼却灰をセメント原料化することにより、資源化の推進と最終処分場の延命化を図っており、内津北山最終処分場の埋立率は、当初計画（年間約2%、埋立期間約50年）を下回る水準で推移しています。

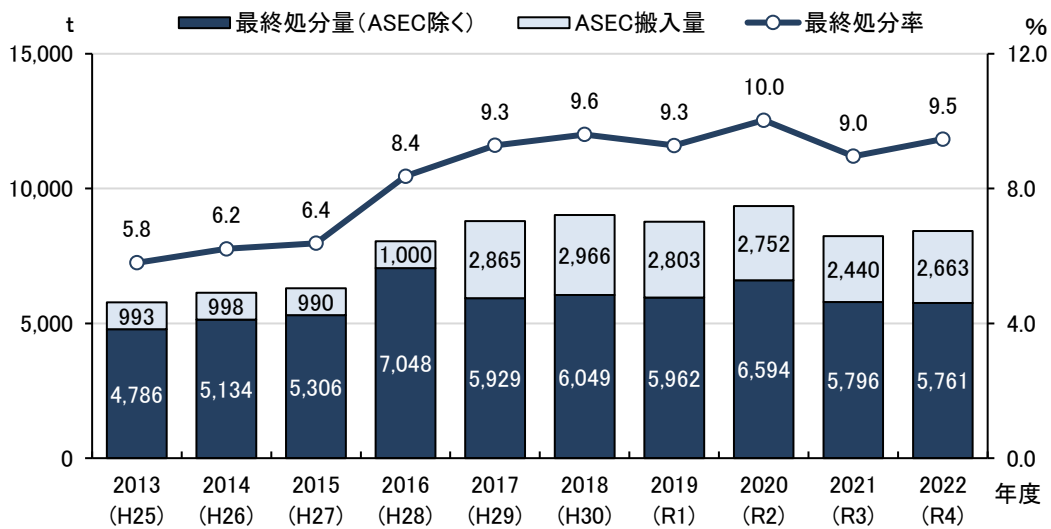


図 2-35 最終処分量の推移

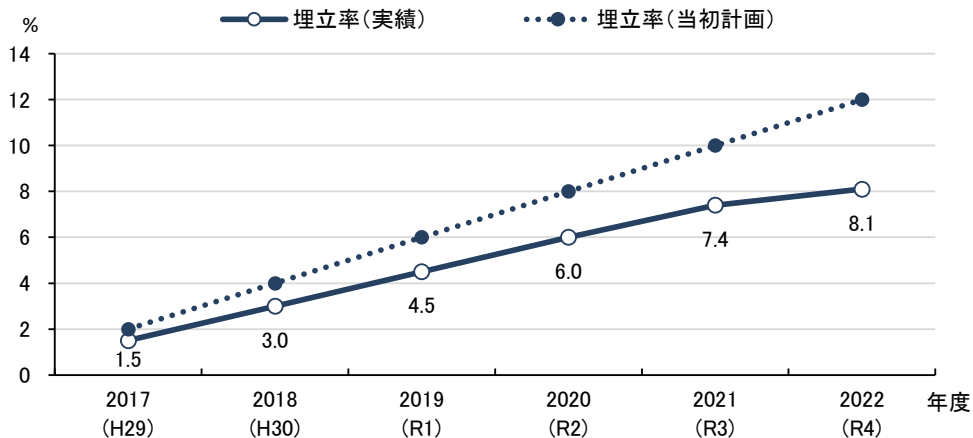


図 2-36 内津北山最終処分場埋立率の推移

(8) ごみ処理経費

ごみ処理経費については、内津北山最終処分場の土地購入費用により 2013（平成 25）年度の「その他」が、内津北山最終処分場の整備により 2015（平成 27）年度及び 2016（平成 28）年度の「建設改良費」が一時的に増加しました。

1 人当たりごみ処理経費（建設改良費を除く）については、2018（平成 30）年度以降増加傾向にあり、クリーンセンターの老朽化や火災事故に伴う修繕等の「処理費」の増加や、ごみの収集運搬や適正処理に係る「委託費」の増加が要因としてあります。また、2021（令和 3）年度の本市の実績値は、愛知県や類似都市（施行時特例市）の平均と同程度で、全国平均を下回っていますが、2021（令和 3）年度の中間目標を達成できていません。

表 2-37 ごみ処理経費

（単位：千円）

年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
処理及び維持管理費	4,137,850	4,215,187	4,137,993	4,018,746	3,767,988	3,689,125	4,008,229	4,195,612	4,510,859
人件費	1,276,523	1,295,243	1,285,678	1,288,235	1,294,199	1,091,073	1,255,757	1,270,353	1,252,359
処理費	1,049,482	1,181,313	1,090,734	1,023,463	810,111	833,331	962,172	1,039,962	1,306,357
車両等購入費	-	-	-	-	21,773	42,422	39,160	16,478	38,027
委託費	1,811,845	1,738,631	1,761,581	1,707,048	1,641,905	1,722,299	1,751,140	1,868,819	1,914,116
建設改良費	945	196,924	1,678,925	3,359,604	152,398	259,387	42,229	95,471	280,888
その他	1,202,534	48,938	60,962	123,047	85,219	73,615	73,288	69,891	61,096
合計	5,341,329	4,461,049	5,877,880	7,501,397	4,005,605	4,022,127	4,123,746	4,360,974	4,852,843

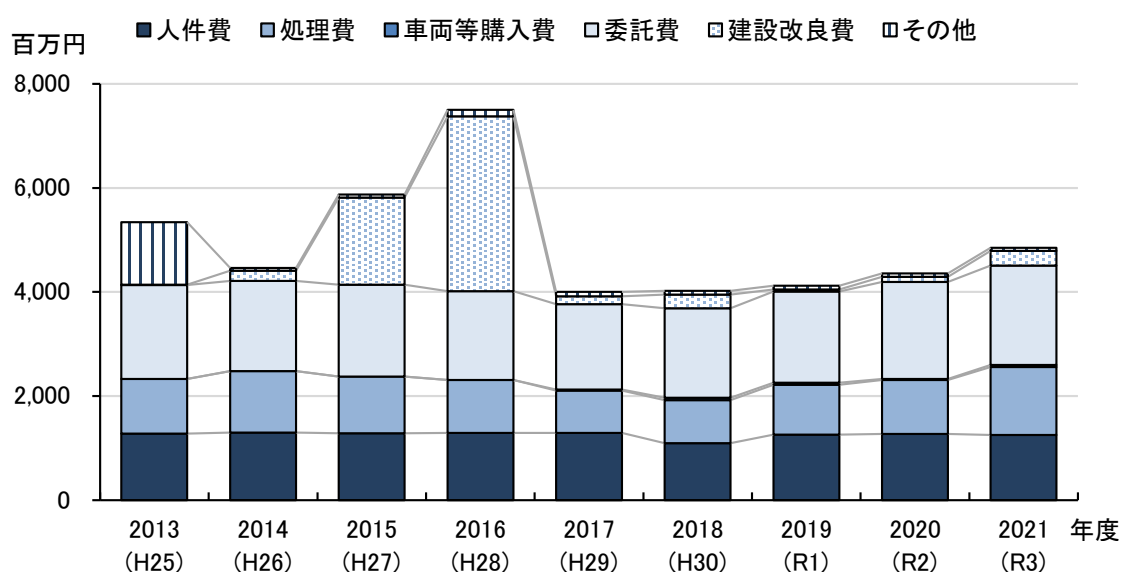
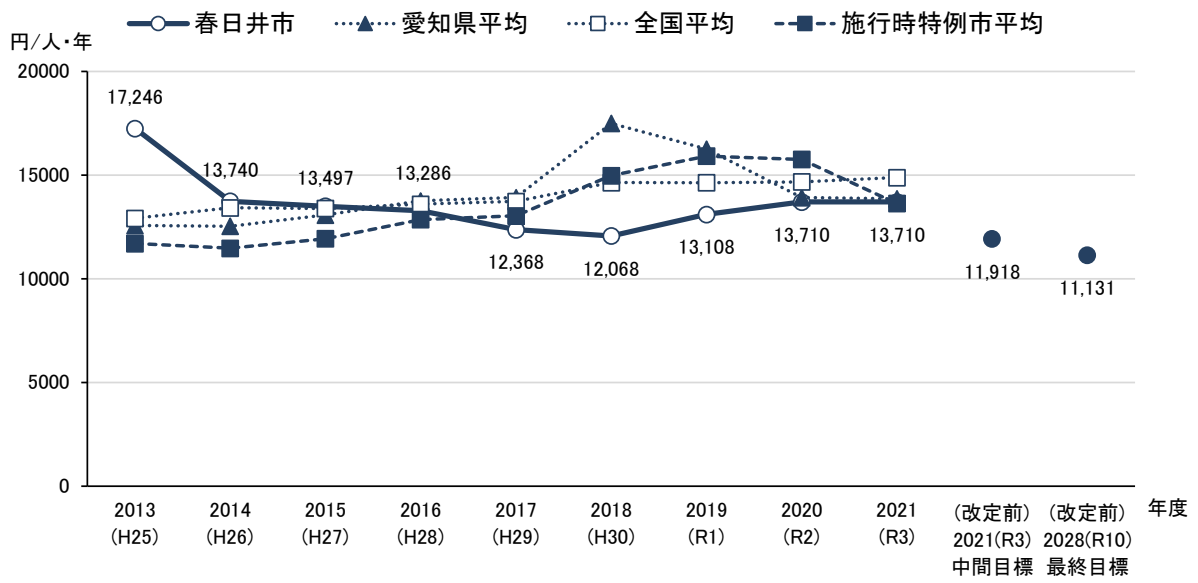


図 2-38 ごみ処理経費の推移



出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

図 2-39 1人当たりごみ処理経費（建設改良費除く）の推移

4 市民意識

本計画の上位計画である第六次春日井市総合計画の検証と基本計画の改定に当たり、市政に対する満足度や市民の暮らしなどについて、アンケートによる市民意識調査を実施しました。本計画に関連する調査結果は次のとおりです。

【調査概要】

- 調査対象 18歳以上の市民3,000人（無作為抽出）
- 調査期間 2021（令和3）年7月20日～8月5日
- 回収結果 有効回答数1,330票（うち、インターネット回答数388票）
有効回収率44.3%（うち、インターネット回収率29.2%）

(1) 市政に対する満足度・重要度

本計画に関連する施策は、「41 ごみの減量と資源の有効活用」、「42 ごみ出しルールやマナーを守るなど、地域における環境美化意識の向上」があり、いずれの施策も満足度・重要度ともに施策全体の平均より高い「B」領域に該当しており、今後の方向性として「現状の水準を引き続き重点的に維持すべき取組」に位置付けられています。

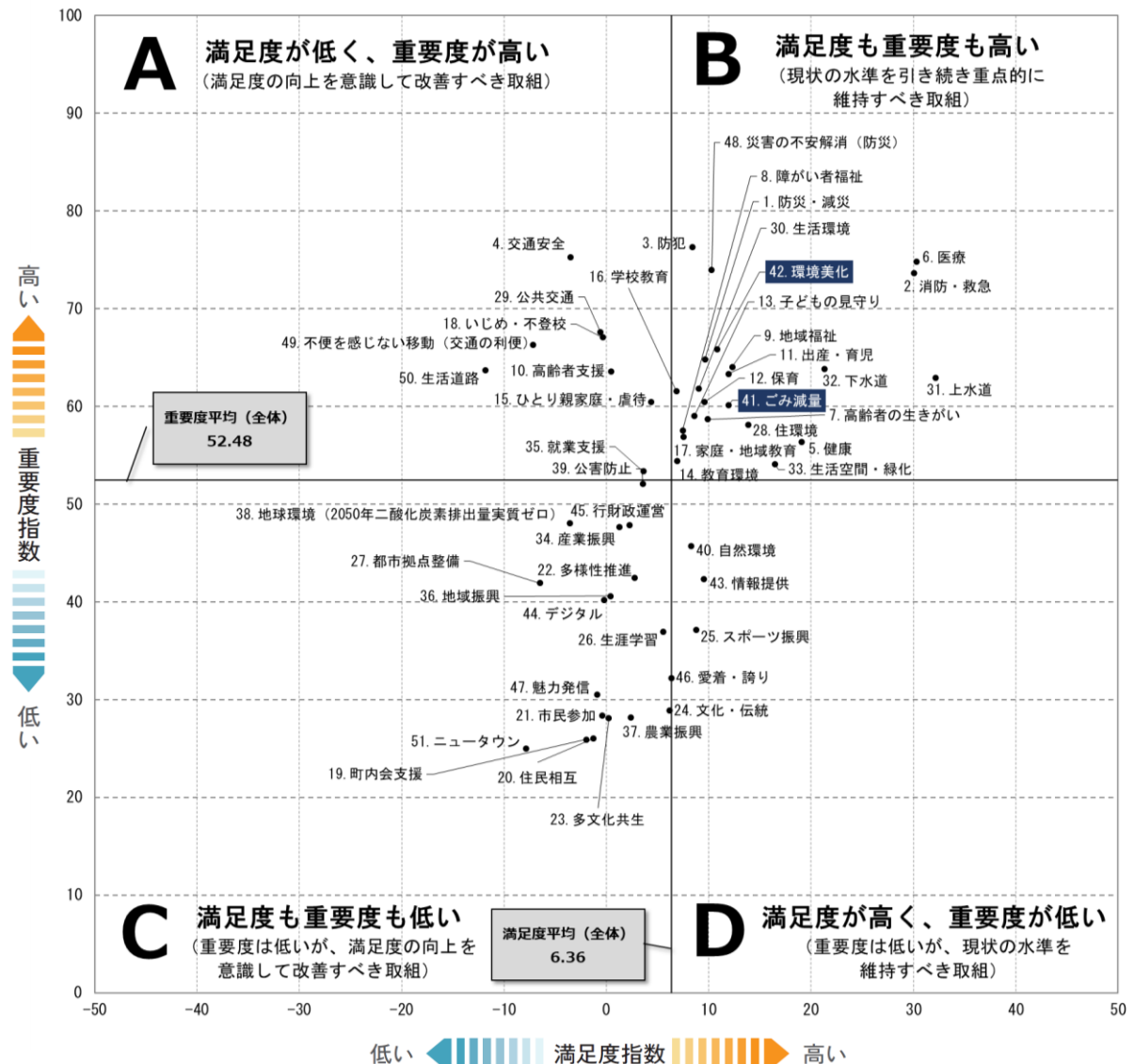


図 2-40 満足度・重要度の散布図

(2) 市民の暮らしについて

① 普段からごみを減らすための具体的な取組をしていますか？

普段からごみを減らすための具体的な取組をしている市民は91.8%となっています。2016（平成28）年度調査からは3.1ポイント増加しています。

年代別で見ると、20代が84.8%と他の年代に比べて低くなっています。

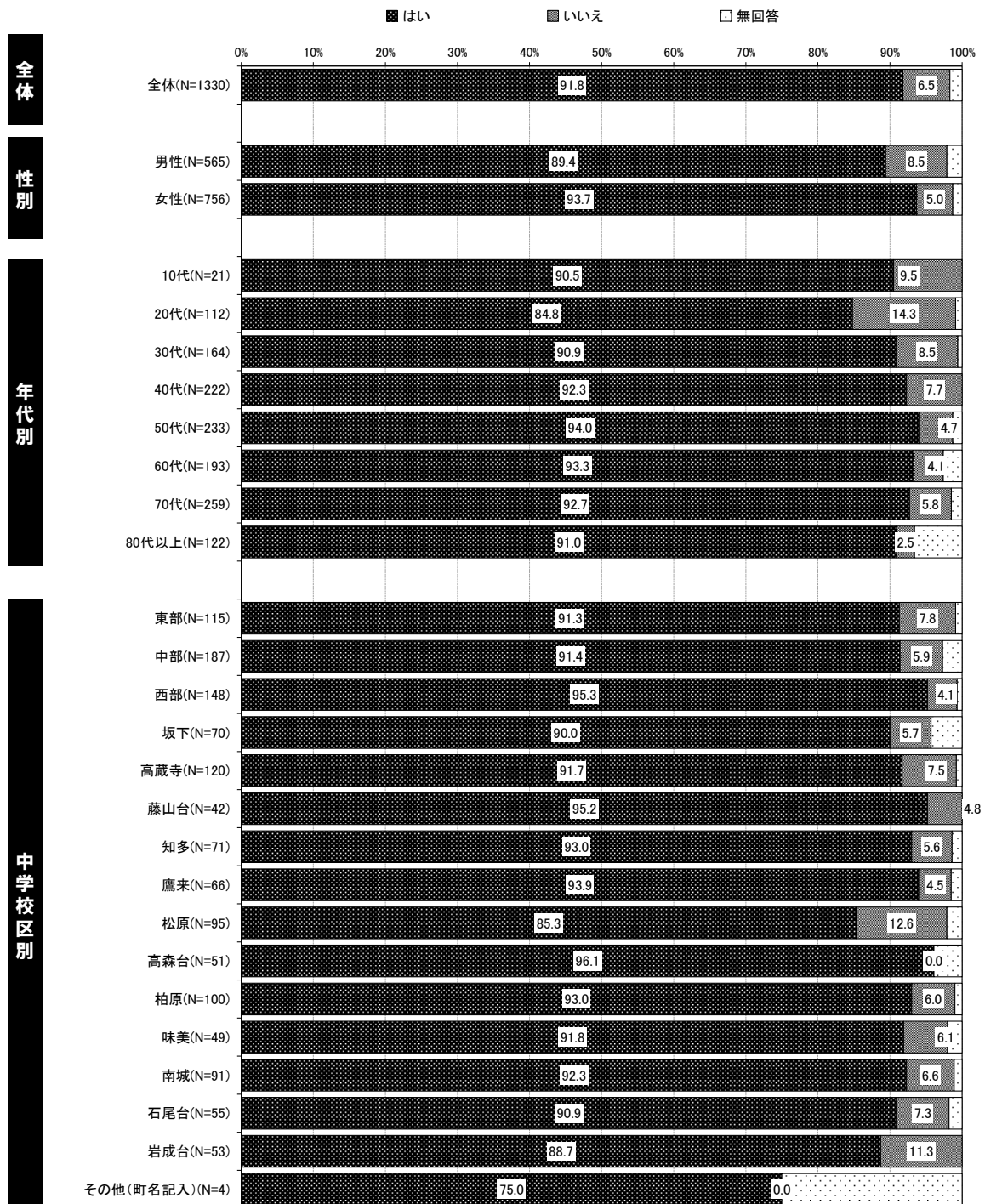
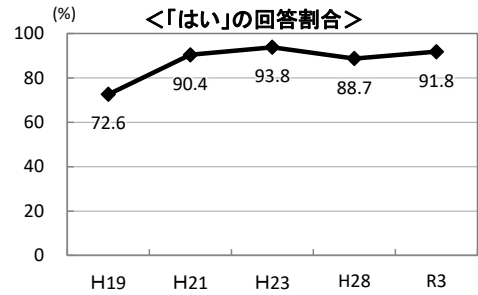


図 2-41 ごみ減量に取り組む市民の割合

② リサイクル（再生利用）がされるよう資源の分別を心がけていますか？

リサイクル（再生利用）がされるよう資源の分別を心がけている市民は 94.5% となっています。2016（平成 28）年度調査からは 1.1 ポイント減少しています。

年代別で見ると、20 代が 87.5% と他の年代に比べて低くなっています。

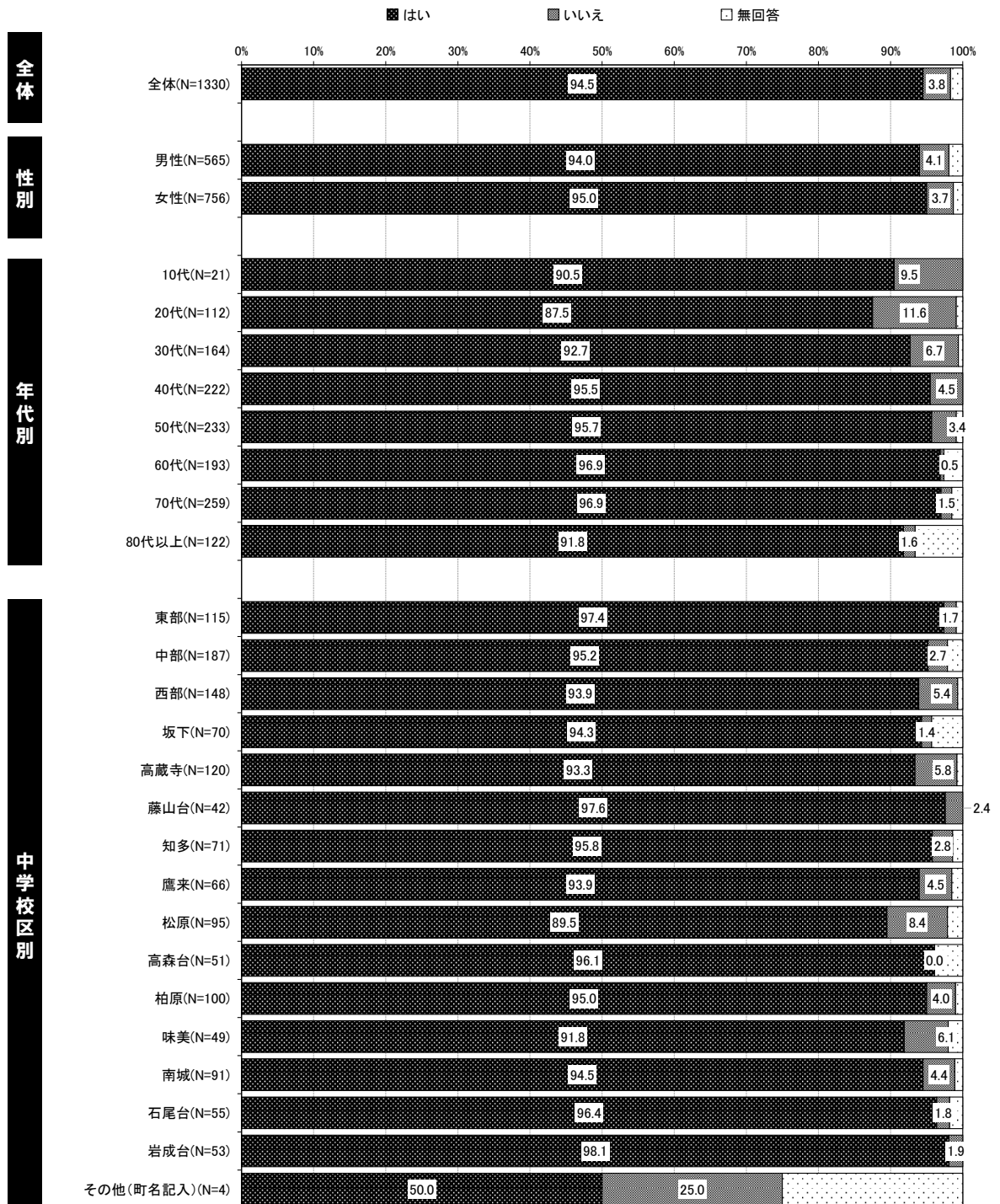
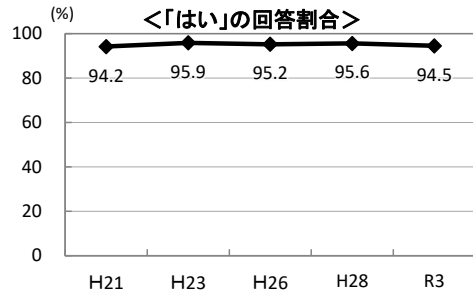


図 2-42 資源分別を心がけている市民の割合

5 今後の課題

(1) ごみ減量・資源化に関する課題

① 家庭系ごみの減量

「1人1日当たり家庭系ごみ排出量」は、2020（令和2）年度以降減少傾向にあり、中間目標を達成していますが、全国や類似都市（施行時特例市）の平均を上回っており、さらなるごみの減量化が必要です。

② 生ごみ・食品ロスの削減

家庭系燃やせるごみの約43%（2019（令和元）年度）が生ごみで、生ごみの半分近くが手付かずの食品や食べ残しなどの「食品ロス」となっています。生ごみは水分を多く含むため焼却処理の負担となるほか、食品ロスは国際的な課題でもあるため、その削減に向けた取組を一層推進する必要があります。

③ 事業系ごみの減量

事業系ごみが増加傾向にあり、減量化が進んでいません。事業系ごみの中には資源化が可能なもの（紙ごみ、食品廃棄物など）が多く含まれていると考えられるため、クリーンセンターにおける処理ではなく民間のリサイクル業者への搬入を促進する取組が必要です。

④ 資源化の促進

資源化率は低下傾向で、目標値と乖離する状況が続いています。民間事業者による資源回収に流れていることも考えられるため、それらを含めた市内の資源化の状況の把握に努めるとともに、燃やせるごみ等に混在する資源の分別排出を一層促進する必要があります。また、ごみステーションにおける資源（特に金属類）の持ち去り防止対策の強化が必要です。

⑤ プラスチック資源循環の促進

焼却に伴い二酸化炭素の発生源となるとともに海洋等への流出に伴う生態系への影響が懸念されているプラスチック類の資源循環を促進するため、2022（令和4）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されたことを踏まえ、プラスチック使用製品廃棄物の発生抑制や、燃やせるごみや燃やせないごみに含まれるプラスチック製品の資源化を推進する必要があります。

⑥ 情報発信・啓発の強化

ごみの減量や資源化に向けて、ごみ問題に対して関心が低い若年層や外国人住民等を対象にSNS等を活用して情報発信や啓発を強化するとともに、エコメッセ春日井の効果的な活用方法を検討する必要があります。

(2) 適正処理（収集運搬、中間処理、最終処分）に関する課題

① ごみステーションの適正管理

ごみステーションの一部が大規模化（30～50 世帯）し、個々のごみに対する責任や意識の低下がみられるほか、他地区からの持ち込みやルール違反ごみ、カラスなどによるごみの散乱、町内会加入者と未加入者の間でのトラブルが発生しています。衛生的で快適な生活環境を保全するため、ごみステーションの設置や維持管理のあり方について検討する必要があります。

② 不法投棄・ごみのポイ捨て防止対策

ごみの不法投棄やポイ捨て、ペットのふんの放置などによる衛生面や防犯面での不安が生じています。関係機関等と連携し、モラルの向上を通じた良好な生活環境の確保が必要です。

③ 超高齢化社会に対応したごみ収集体制

今後高齢化が進行することを踏まえ、福祉部門等と連携し、ごみ出しが困難な世帯に対する支援を拡充する必要があります。

④ 収集運搬の安全確保

燃やせるごみや燃やせないごみとして出せる大きさの基準が「80 cm未満」で、他自治体の多くが 30 cm以下であるのと比較して大きく、収集作業員がパッカー車に積み込む際に回転板で破碎しながら投入するなど危険な状況となっているため、粗大ごみの基準の見直しなど収集運搬における安全確保が必要です。

⑤ 発火性危険物によるクリーンセンター等の火災事故防止

充電式電池を内蔵した家電製品等の発火性危険物を収集・処理する際に、パッカー車やクリーンセンターでの火災が発生しています。2021（令和3）年4月に金属類を選別・分解する中間処理を導入するとともに、同年10月に金属類（発火性危険物）用指定袋を導入し、市民に分別排出を啓発しているほか、クリーンセンターにおける防火設備の更新等の対策を行っていますが、火災を防止するためのハード・ソフト両面での対策を一層強化する必要があります。

⑥ 収集・処理の効率化

人件費や燃料費の高騰、施設修繕費の増加等を背景に、ごみ処理費用が増加しています。また、クリーンセンターへの直接搬入において、特定廃棄物の受付等に時間を要し、渋滞が発生しています。デジタル技術や民間事業者の活用、ごみの収集区分の見直し、適正なごみ処理費用の徴収等を通じて、効率的で最適な収集・処理体制の構築を図る必要があります。

⑦ クリーンセンターの1工場体制化に向けた整備

クリーンセンターの1工場体制化に向けた第2工場の基幹的設備改良工事を着実に実施するとともに、工事に伴いクリーンセンターの処理能力が一時的に低下するため、市民や事業者へのごみ減量啓発やごみの市外搬出等の対策が必要です。また、施設整備に当たっては、単なる延命化だけでなく、省エネルギーや発電能力の向上など二酸化炭素排出量の削減に資する機能向上を図る必要があります。

⑧ 破砕・資源化処理設備の老朽化対策

クリーンセンターの破砕不燃処理設備及び資源化処理設備が稼働後 20 年以上経過し老朽化しているため、焼却炉の基幹的設備改良工事による延命化に沿った中長期的な施設再整備を行う必要があります。

⑨ 内津北山最終処分場の延命化

焼却灰の資源化の推進と内津北山最終処分場の延命化を図るため、引き続き焼却灰をセメント原料として資源化することが必要です。

第2章 ごみ処理の将来像

1 基本理念

本市の最上位計画である第六次春日井市総合計画では、市の将来像「暮らしやすさと幸せをつなぐまち かすがい」の実現に向けて、環境分野の政策方針として、「私たち一人ひとりが環境にやさしい行動を実践し、豊かな自然と快適な生活環境を次世代につなぐ持続可能なまちづくり」を目指すこととしています。

このことを踏まえ、本計画では、基本理念を「ともに取り組み、次世代へつなぐ循環都市・かすがい」とし、限られた資源をできるだけ大切に利用し、将来にわたって誰もが豊かな生活を送ることができるよう、市民・事業者・市が協働してごみの減量や資源化に積極的に取り組むことにより、環境負荷の少ない、持続可能な循環都市の実現を目指します。

ともに取り組み、次世代へつなぐ循環都市・かすがい

2 基本方針

基本理念を実現するため、次の2つを基本方針とし、総合的かつ計画的に施策を展開します。

基本方針1 市民・事業者との協働による4Rの推進

市民・事業者・市の協働のもと、発生源でごみを断つこと（Refuse:リフューズ）、ごみとなるものを減量すること（Reduce:リデュース）に優先して取り組み、ごみとなったものについては、繰り返し使うこと（Reuse:リユース）、再資源化すること（Recycle:リサイクル）の順に循環的な利用を徹底することにより、ごみの減量や資源化を推進します。

基本方針2 環境に配慮した安全で安定的な処理体制の構築

4Rに優先的に取り組み、それでもなお排出されるごみは、法令等に従って適正に処理する必要があります。市民や事業者が安心して生活や事業活動を行うことができるよう、経済性や効率性にも配慮しつつ、できるだけ環境への負荷が少ない方法で収集運搬、中間処理、最終処分を行い、安全かつ安定的なごみの適正処理を継続します。

3 計画目標

本計画の目標として次のとおり成果指標を設定し、2022（令和4）年度の実績を基準とし、2028（令和10）年度を中間目標、2033（令和15）年度を最終目標とする目標値を定めます。

表 2-43 計画目標

成果指標		基準値 2022(R4)	中間目標 2028(R10)	最終目標 2033(R15)
1	1人1日当たりごみ排出量	687 g		
2	1人1日当たり家庭系ごみ排出量	496 g		
3	事業系ごみ排出量	21,470 t		
4	資源化率（事業者による資源化量含む）	21.8%		
5	最終処分量	8,424 t		

中間案で
示します

4 目標達成時の排出予測

中間案で示します

第3章 実現に向けた施策

1 施策体系

施策の体系は下図のとおりです。2つの基本方針のもと各種施策を推進します。また、各方針に対応するSDGsの目標を掲載しています。

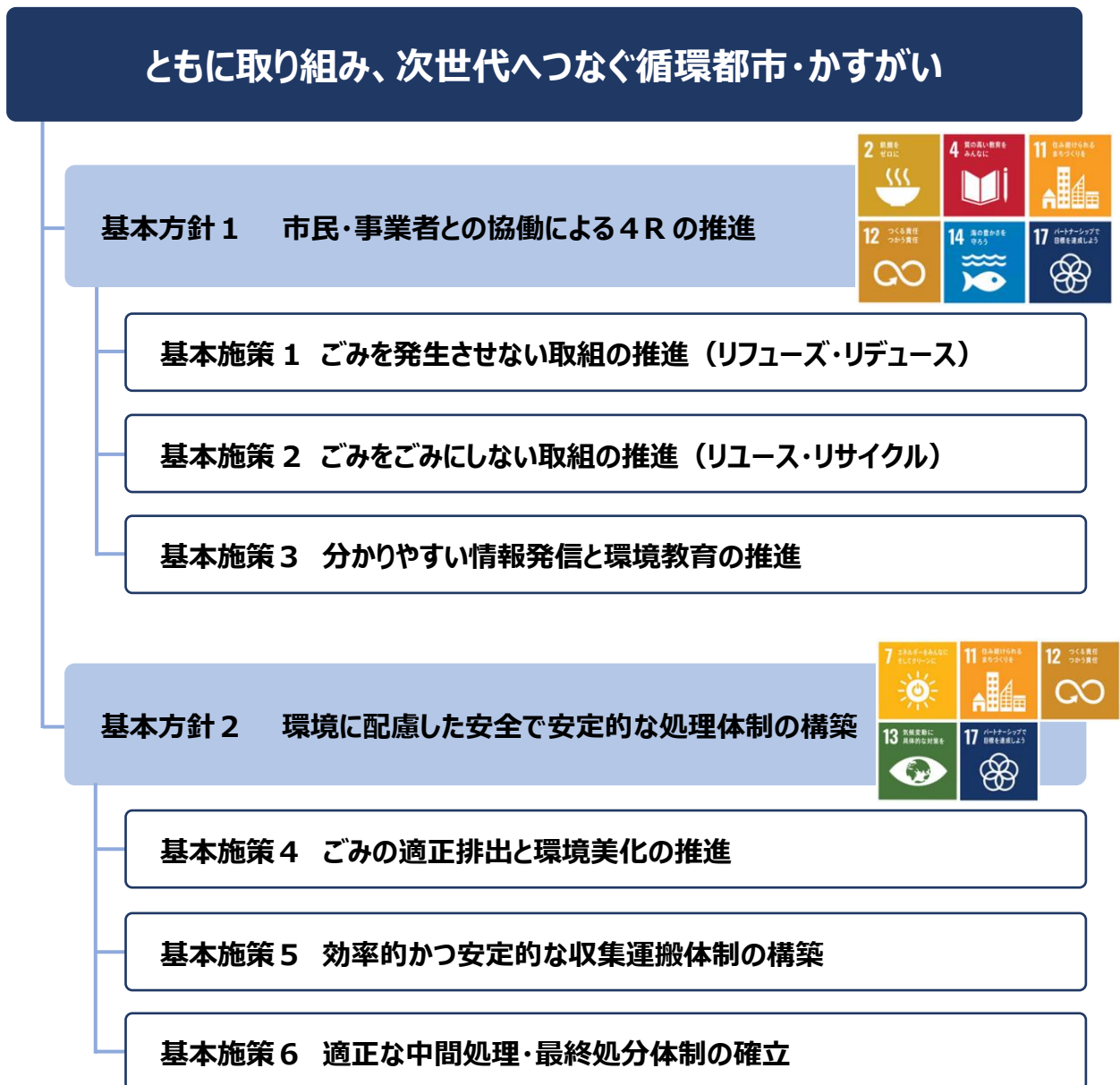


図 2-44 施策の体系図

2 具体的な施策

具体的な施策は中間案で示します。以下は、想定している施策の例です。

基本方針1 市民・事業者との協働による4Rの推進

基本施策1 ごみを発生させない取組の推進（リフューズ・リデュース）

施策1-1 プラスチックごみの削減

- ・使い捨てプラスチック類の削減（マイバッグ・マイボトル等の推奨、レジ袋の削減に関する協定）
- ・指定袋へのバイオプラスチック袋の導入検討
- ・国・製造等事業者等への要望（拡大生産者責任等）

施策1-2 食品ロス・生ごみの削減

- ・家庭用生ごみ処理機購入費補助
- ・生ごみ減量講座
- ・3きり（水切り、食べきり、使いきり）の啓発
- ・食品ロス削減月間等における啓発（イベント、講座、広報、SNS等）
- ・宴会や外食時における食べ残し削減の促進（3010運動）
- ・フードドライブ等による未利用食品の有効活用

施策1-3 事業系ごみの減量

- ・多量排出事業者への指導・啓発
- ・クリーンセンター搬入物検査（ごみ検査）による指導の強化
- ・ごみ減量等を推進する事業所の認定
- ・市役所から発生するごみの減量（グリーン購入の推進、電子決裁の導入等）

施策1-4 ごみ処理手数料の適正化

- ・ごみ処理手数料の見直し（家庭系・事業系ごみ、粗大ごみ、特定廃棄物等）
- ・家庭系ごみ有料化の調査研究

基本施策2 ごみをごみにしない取組の推進（リユース・リサイクル）

施策2-1 リユースの推進

- ・エコメッセ春日井におけるリユースの推進（不用品販売等）
- ・リユースアプリ等提供事業者との連携

施策2-2 リサイクルの推進

- ・製品プラスチックの資源化（一括収集）
- ・地域における集団資源回収の促進（資源回収団体奨励金）
- ・雑がみの分別促進
- ・各種リサイクル法に基づくリサイクル推進（拠点回収等）
- ・民間事業者との連携によるリサイクル推進（詰替えパックのリサイクル等）
- ・焼却灰の資源化
- ・資源化品目の拡大検討（紙おむつ等）
- ・事業系ごみの資源化促進（食品廃棄物、紙ごみ、剪定枝等）
- ・公共事業における剪定枝等の資源化の推進
- ・資源の持ち去り防止対策

基本施策3 分かりやすい情報発信と環境教育の推進

施策3-1 情報発信の充実

- ・資源・ごみの出し方便利帳、環境カレンダー、ごみ分別アプリ等による周知・啓発
- ・市ホームページ、SNSの活用等による情報発信
- ・春日井まつりや消費生活展等のイベントでの情報発信
- ・エコメッセ春日井を活用した情報発信の強化
- ・転入者、外国人、若年層への啓発の強化
- ・発火性危険物の分別排出の啓発
- ・災害時等における迅速で的確な情報発信
- ・環境活動に取り組む個人や団体の表彰

施策3-2 環境教育の推進

- ・青空教室（小学生、保育園児等対象）
- ・年齢や関心等に合わせた体験型講座（子ども環境アカデミー等）
- ・地域の団体や事業者への出前講座
- ・クリーンセンター見学会

基本方針2 環境に配慮した安全で安定的な処理体制の構築

基本施策4 ごみの適正排出と環境美化の推進

施策4-1 ごみステーションの適正管理

- ・ごみステーションの設置・維持管理のあり方の検討
- ・ごみ散乱防止対策への支援（防鳥用ネット配付、ごみボックス等設置費補助）
- ・ごみステーションにおける適正排出指導（立ち番）
- ・ごみ出しルール・マナーの啓発（看板貸与、チラシ配布、ルール違反ごみへの違反シール貼付等）

施策4-2 事業系ごみの適正排出

- ・クリーンセンター搬入物検査（ごみ検査）による指導の強化（再掲）
- ・ごみ検査を踏まえた排出事業者への訪問指導

施策4-3 不法投棄防止対策

- ・不法投棄監視パトロール
- ・不法投棄監視カメラ、看板設置
- ・関係機関等との連携による不法投棄防止対策の推進

施策4-4 地域環境美化

- ・ポイ捨て・ふん害防止対策
- ・かすがいクリーン大作戦
- ・地域環境美化活動への支援
- ・環境美化指導員による巡視・清掃
- ・空き缶等散乱防止協定

基本施策5 効率的かつ安定的な収集運搬体制の構築

施策5-1 収集運搬体制の充実

- ・高齢者等排出困難者への支援（さわやか収集）
- ・収集運搬におけるデジタル技術の活用検討
- ・災害時や工事期間中の収集運搬体制の検討
- ・収集運搬の委託化の拡大検討

施策5-2 分別収集品目の見直し

- ・粗大ごみ、特定廃棄物等の基準の見直し
- ・プラスチック類の分別収集
- ・水銀製品の適正回収（蛍光管等）

基本施策6 適正な中間処理・最終処分体制の確立

施策6-1 中間処理施設の整備と適正な維持管理

- ・クリーンセンター施設再整備（1工場化）
- ・破碎・資源化処理設備の再整備（施設再整備、資源化中間処理の外注化検討）
- ・クリーンセンターにおける火災防止対策（選別等中間処理、防火設備更新等）
- ・クリーンセンター直接搬入における予約制や電子決済の導入検討

施策6-2 安定的な最終処分場

- ・最終処分場の安全な運営
- ・焼却灰の資源化（再掲）

施策6-3 災害等に強い処理体制の整備

- ・春日井市災害廃棄物処理計画に基づく処理体制の整備
- ・大規模災害発生時等の広域的な相互協力体制の確保

第 3 部 生活排水处理

第1章 生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水の処理体系

本市におけるし尿、生活雑排水^{※4}の処理体系は、下図に示す通りです。

公共下水道への接続や合併処理浄化槽を設置している場合、生活排水は適正に処理されていますが、くみ取り便槽や単独処理浄化槽を設置している場合、し尿は適正に処理されるものの、生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されます。

なお、し尿や各浄化槽から発生する浄化槽汚泥は本市が運営するし尿・浄化槽汚泥処理施設の衛生プラントに搬入され適正に処理されています。

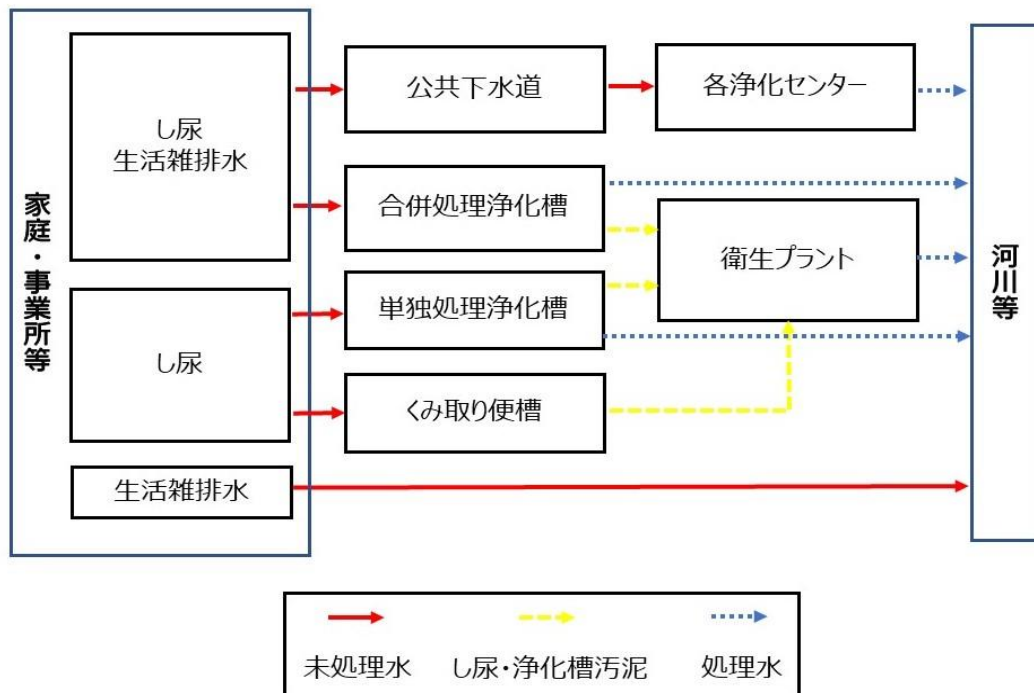


図 3-1 生活排水の処理体系

^{※4} 生活雑排水とは台所、風呂など日常生活で使った水で、トイレ（し尿）を除いたもの

(2) 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を下表に示します。

表 3-2 生活排水処理の主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	市
合併処理浄化槽		個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿・浄化槽汚泥処理施設	し尿・浄化槽汚泥	市

(3) 生活排水処理形態別人口

生活排水の処理形態別の人口、水洗化率及び生活排水処理率について下表に示します。行政区域内人口の減少に伴い、公共下水道接続を除く合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、くみ取り便槽の利用者は減少していましたが、2022（令和4）年度にはそれまで増加していた公共下水道接続人口も減少に転じました。

なお、水洗化率及び生活排水処理率は上昇しています。

表 3-3 生活排水処理形態別人口

(単位：人)

項目	年度	2018	2019	2020	2021	2022
		(H30)	(R1)	(R2)	(R3)	(R4)
①行政区域内人口		311,326	311,129	310,317	309,011	308,038
②水洗化・生活雑排水処理人口		268,461	269,497	270,081	269,689	269,065
(1)公共下水道接続		202,700	204,164	205,232	205,341	205,096
(2)合併処理浄化槽		65,761	65,333	64,849	64,348	63,969
③水洗化・生活雑排水未処理人口 単独処理浄化槽		39,405	38,481	37,388	36,714	36,627
④非水洗化人口 くみ取り便槽		3,460	3,151	2,848	2,608	2,346
水洗化率		98.9%	99.0%	99.1%	99.2%	99.2%
生活排水処理率		86.2%	86.6%	87.0%	87.3%	87.3%

各年度3月31日

※水洗化率：（水洗化・生活雑排水処理人口②＋水洗化・生活雑排水未処理人口③）÷行政区域内人口①×100

※生活排水処理率：水洗化・生活雑排水処理人口②÷行政区域内人口①×100

(4) 処理形態別施設の状況

① 公共下水道

公共下水道の整備状況を下表に示します。

公共下水道の供用開始面積は、下水道基本計画に基づき整備を進めており、普及率は2022（令和4）年度の時点で約69%となっています。なお、2022（令和4）年3月に下水道基本計画（汚水編）の見直しを行い、社会情勢を踏まえた、適正な計画を策定・実施しています。

表 3-4 公共下水道の整備状況

項目 \ 年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
供用開始面積 (ha)	3,220.05	3,233.00	3,241.50	3,252.50	3,259.50
高蔵寺処理区	1,038.60	1,038.60	1,038.60	1,038.60	1,038.60
中央処理区	1,271.40	1,271.40	1,271.40	1,271.40	1,271.40
南部処理区	910.05	923.00	931.50	942.50	949.50
供用開始 区域内人口 (人)	213,834	214,450	214,490	213,979	213,645
普及率	68.7%	68.9%	69.1%	69.2%	69.4%

各年度3月31日

※普及率：供用開始区域内人口÷行政区域内人口×100

② 浄化槽

浄化槽の設置状況を下表に示します。

2001（平成13）年度から単独処理浄化槽の設置が禁止されたことから、単独処理浄化槽は年々減少しており、合併処理浄化槽が増加しています。

表 3-5 単独処理・合併処理浄化槽の設置状況

項目 \ 年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
単独処理 (基数)	19,424	19,235	19,043	18,868	18,811
合併処理 (基数)	11,988	12,089	12,868	13,091	13,462
合計	31,412	31,324	31,911	31,959	32,273

各年度3月31日現在

(5) 下水道を除く生活排水処理の状況

① 収集運搬体制

くみ取ったし尿は下表のとおり、直営または市の委託業者、浄化槽汚泥は市長が許可した収集運搬業者（以下「収集運搬許可業者」という。）が収集運搬し衛生プラントへ搬入しています。

表 3-6 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬体制

分類	収集・運搬体制
し尿	直営・委託業者
浄化槽汚泥	収集運搬許可業者

② し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況

し尿及び浄化槽汚泥の搬入状況について下表に示します。

し尿の収集量は減少し続けていますが、浄化槽汚泥については増減を繰り返しています。

表 3-7 し尿・浄化槽汚泥の搬入状況

(単位：kL)

年度	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
①し尿	6,153.56	6,015.85	5,910.02	5,769.05	5,567.76
(1)直営	657.92	605.69	551.87	548.14	520.76
(2)委託	5,495.64	5,410.16	5,358.15	5,220.91	5,047.00
②浄化槽汚泥	46,226.86	45,943.60	48,982.22	47,977.64	48,665.11
合計 (①+②)	52,380.42	51,959.45	54,892.24	53,746.69	54,232.87

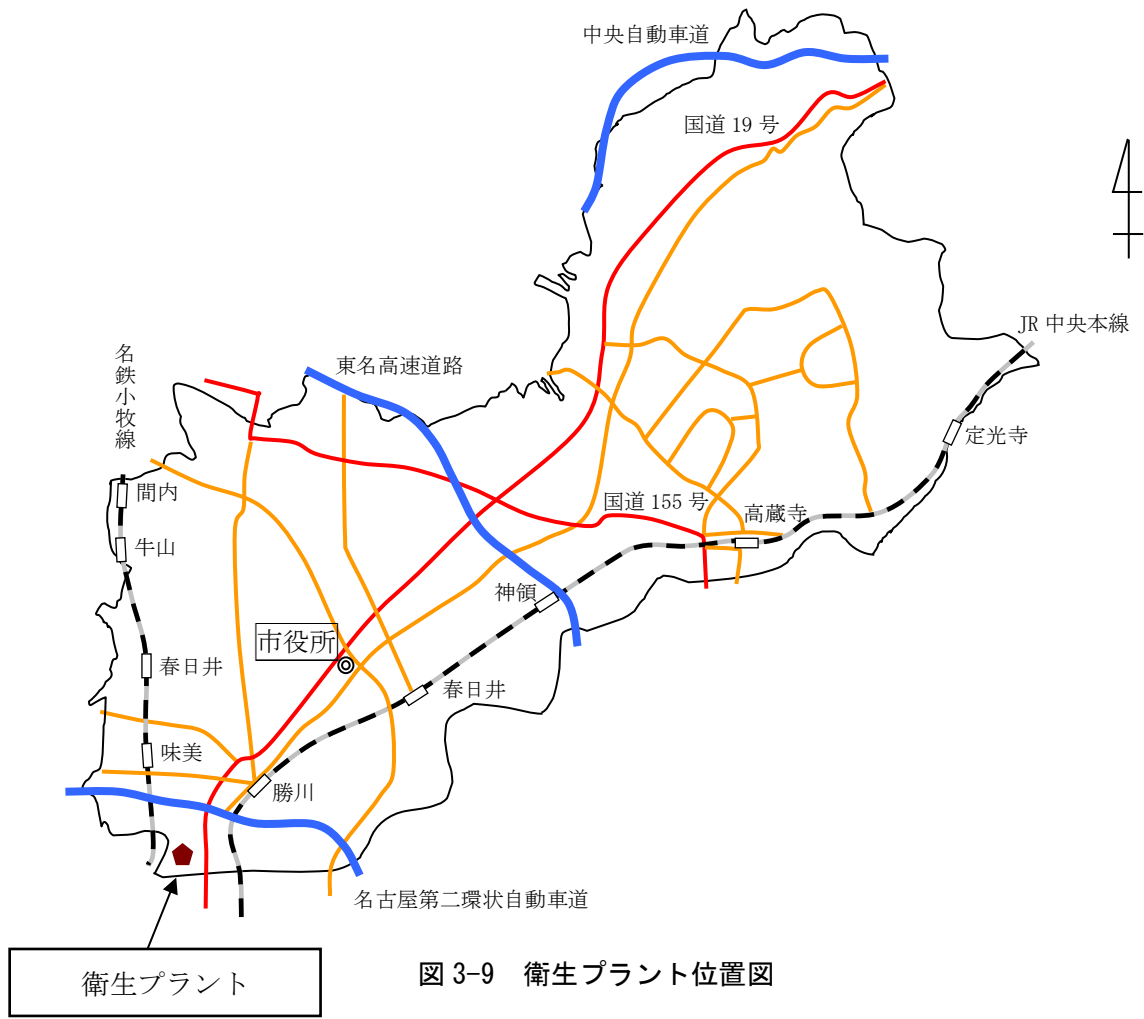
各年度 3 月 31 日

③ し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要

し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要は下表に示すとおりです。

表 3-8 し尿・浄化槽汚泥処理施設の概要

項目	内容
施設名称	春日井市衛生プラント
所在地	愛知県春日井市御幸町 1-1-2
延床面積	[処理棟]3,781.22 m ² [管理棟]437.33 m ²
処理能力	190kL/日 (し尿 25kL/日 浄化槽汚泥 165kL/日)
処理方法	標準脱窒素処理方式 [水処理]生物処理＋高度処理 (凝集沈殿、オゾン、砂ろ過、活性炭) [汚泥処理]直接脱水＋乾燥焼却
改良工期	昭和 63 年 4 月供用開始 平成 28 年 10 月～平成 31 年 3 月基幹的施設改良工事



(6) 公共用水域の環境基準・環境目標適合状況

河川の水質状況を表す代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）^{※5}の調査結果を下表に、各測定地点を下図に示します。庄内川ではすべての地点において環境基準値（BOD基準値2 mg/L及び5 mg/L）を達成しており、市が独自に設定する環境目標値（BOD基準値5 mg/L）については八田川（御幸）と西行堂川（天王橋）を除く12地点中10地点において達成しています。

表 3-10 環境基準及び環境目標適合状況（BOD75%水質値）

（単位：mg/L）

地 点		環境基準値（水域類型） 及び環境目標値	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	適否	
庄内川	①	城嶺橋	2 (A)	0.9	1.0	1.2	○
	②	東谷橋	5 (C)	1.2	0.8	1.4	○
	③	大留橋	5 (C)	1.7	1.1	1.8	○
	④	勝川橋	5 (C)	1.3	1.6	2.0	○
	⑤	水分橋	5 (C)	2.8	2.3	3.0	○
鮎川	⑥	鮎川橋	5 (環境目標値)	0.8	0.8	1.6	○
内津川	⑦	松本橋		1.7	1.8	1.4	○
新繁田川	⑧	身洗橋		1.0	0.9	1.8	○
繁田川	⑨	大気橋		1.1	0.8	0.8	○
新木津用水	⑩	高山橋		1.9	1.8	1.3	○
八田川	⑪	新興橋		6.8	4.8	2.6	○
	⑫	御幸		7.1	6.8	7.0	×
地蔵川	⑬	杵ヶ島橋		3.2	2.5	2.5	○
	⑭	長塚橋		2.9	2.3	2.2	○
新地蔵川	⑮	新地蔵橋		1.9	1.4	1.4	○
大山川	⑯	間内橋		2.5	1.8	1.7	○
西行堂川	⑰	天王橋		5.8	4.0	5.2	×

※庄内川城嶺橋、大留橋、水分橋の調査機関は国土交通省。

※新木津用水について、令和3、4年度の結果は大手橋での調査結果

※環境基準及び環境目標適合状況については、75%水質値（年間n個の日間平均値を小さいものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目の数値）により評価。

※5 BOD（生物化学的酸素要求量）とは、Biochemical Oxygen Demandの略称で、河川や排水の汚れ具合を表す指標であり、微生物により汚濁物質（有機物）が分解される際に、20℃において5日間に消費する酸素量。

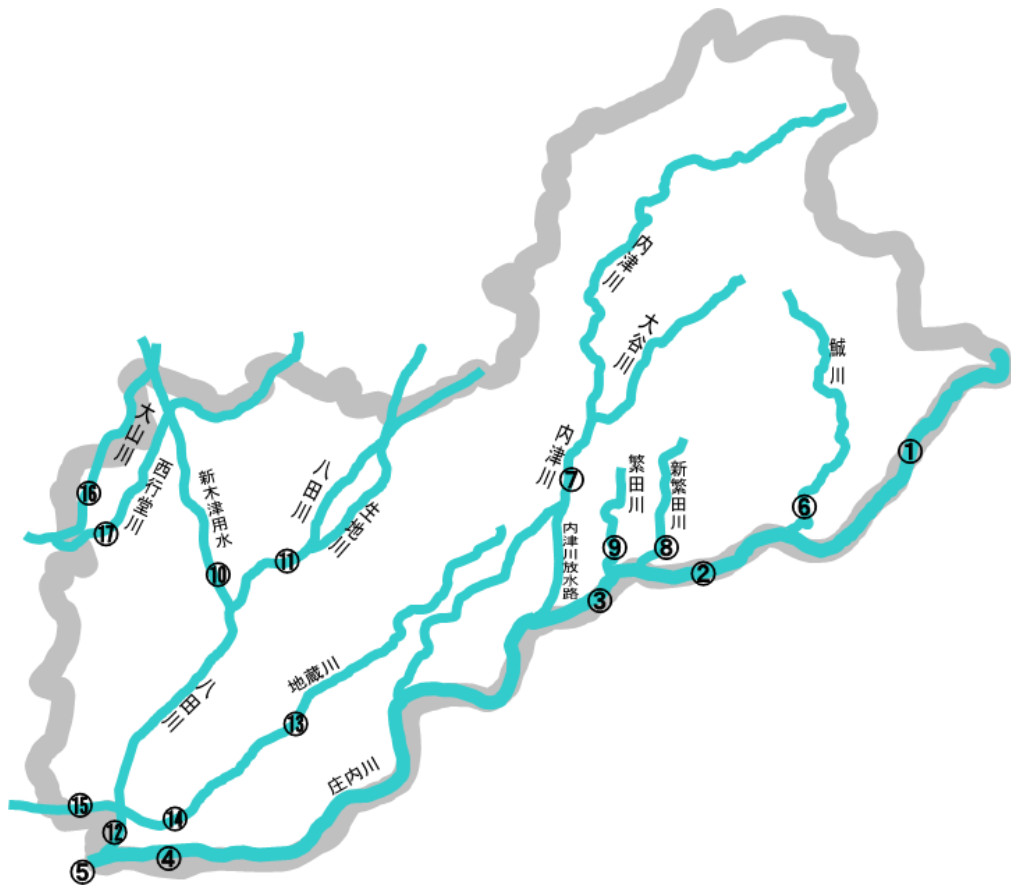


图 3-11 河川水質調査地点

2 今後の課題

(1) 公共下水道による生活排水処理の拡大

公共下水道による水洗化人口は、2022（令和4）年度末で行政区域内人口の約67%を占めています。生活排水処理のさらなる拡大には、公共下水道区域の着実な整備と供用開始区域内の未接続家屋所有者への接続促進が必要となります。

(2) 合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽や、くみ取り便槽利用者の生活雑排水は未処理のまま河川等に放流されることから、公共下水道事業計画区域外においては合併処理浄化槽への転換を進めて行く必要があります。

(3) 生活雑排水の汚濁負荷量の削減と浄化槽の適正な管理

公共下水道や合併処理浄化槽であっても、処理施設への過剰な汚濁負荷は正常な処理の継続に支障をきたし、公共用水域の水質悪化へとつながります。また、浄化槽は維持管理が適正に行われることにより機能が維持されることから、検査・点検・清掃の実施が重要となります。このため、汚濁負荷物質の発生源対策及び浄化槽の適正な管理について周知・啓発を行う必要があります。

(4) し尿・浄化槽汚泥処理施設の整備及び維持管理

衛生プラントは1988（昭和63）年度に供用開始され、2016（平成28）年度から2018（平成30）年度に基幹的施設改良工事を実施し、主要施設を15年間延命させる工事を実施しました。2033（令和15）年度に施設の耐用年数を迎えることから、施設整備の方針を検討する必要があります。

第2章 生活排水処理の将来像

1 基本方針

現状の課題を解決するため、次の2本を基本方針とし、それぞれに対応した施策を実施していきます。

基本方針1 生活排水処理の更なる推進



未処理の生活雑排水の減少には公共下水道や、合併処理浄化槽など生活排水処理施設の更なる整備や利用が必要となるため、これらを更に推進していきます。

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理



くみ取り便槽や浄化槽から排出されるし尿や浄化槽汚泥は、衛生プラントで処理されます。衛生プラントの安定的な運営はし尿・浄化槽汚泥の適正な処理に必要なため、収集・運搬体制の確保や適正な施設管理を進めていきます。

2 目標値の設定

本計画の目標として生活排水処理率を成果指標として設定し、2022（令和4）年度の実績を基準とし、計画最終年度の2033（令和15）年度を最終目標に定めます。

表 3-12 生活排水処理率の現状と目標値

項目	年度	2022 (R4)	2033 (R15)
	生活排水処理率	87.3%	目標値は中間案で示します

3 生活排水処理形態別の人口予測

中間案で示します（各形式の人口予測から採用形式を検討中）

4 し尿及び浄化槽汚泥処理量の予測

中間案で示します（人口予測などの結果に基づき算定予定）

第3章 実現に向けた施策

具体的な施策は中間案で示します。以下は、想定している施策の例です。

基本方針1 生活排水処理の更なる推進

施策1-1 公共下水道利用の着実な推進

- ・公共下水道の整備の推進
- ・公共下水道接続率の向上

施策1-2 合併処理浄化槽への転換の促進

- ・合併処理浄化槽設置費補助
- ・合併処理浄化槽の有効性の周知・啓発

施策1-3 発生源対策

- ・汚濁負荷物質の発生抑制に係る啓発

施策1-4 浄化槽の適正な維持管理

- ・浄化槽の適正な維持管理の促進

基本方針2 し尿・浄化槽汚泥の適正処理

施策2-1 収集・運搬計画

- ・安定的な収集・運搬体制の確保
- ・し尿収集・運搬事業の合理化に係る協議

施策2-2 中間処理施設の安定的な運転・管理

- ・し尿・浄化槽汚泥処理施設の適正な管理

施策2-3 最適な施設の整備

- ・次期し尿・浄化槽汚泥処理施設の整備

施策2-4 最終処分における再資源化の促進

- ・脱水汚泥及び脱水し渣の再資源化方策の検討